

第 167 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 25 年 10 月 17 日（木）

午前 10 時 30 分

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 議案審議（4 件）

議案第 2293 号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

議案第 2294 号 石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一 地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

議案第 2295 号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第 2296 号 特殊建築物の敷地の位置について

3 そ の 他

4 閉 会

第167回宮城県都市計画審議会出席委員

○ 委 員

伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大 山 弘 子	日本ビオトープ管理士会理事
小野田 泰 明	東北大学大学院工学部工学研究科教授
桑 原 雅 夫	東北大学大学院情報科学研究科教授
佐 藤 政 典	公益社団法人宮城県建設センター理事長
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
佐々木 康 雄	農林水産省東北農政局長（代理）
長谷川 伸 一	国土交通省東北運輸局長（代理）
小 池 剛	国土交通省東北地方整備局長（代理）
横 内 泉	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
内 海 太	宮城県議会議員
仁 田 和 廣	宮城県議会議員
長谷川 洋 一	宮城県議会議員
西 澤 啓 文	宮城県市議会議長会会長
下 山 孝 雄	宮城県町村議会議長会会長

（以上 17 名）

1 開 会

○事務局（楨総括） では、定刻になりましたので、ただいまから第 167 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（楨総括） 議事に入ります前に、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、13 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、代理出席の方のお名前につきましては、お配りしております座席図に記載しておりますので、御参照願います。

（2）傍聴人への注意等

○事務局（楨総括） 次に、傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守していただきますようお願い申し上げます。

（3）マイクの説明

○事務局（楨総括） また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡しいたしますので、挙手いただきますよう、お願い申し上げます。

（4）議長に進行引き継ぎ

○事務局（楨総括） それでは、審議をお願いいたしますが、会議の議長は、条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、森杉会長、よろしくをお願いいたします。

（5）議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。

はじめに、本日の議事録署名人を指名させていただきます。牛尾陽子委員と、長谷川洋一委員をお願いいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

2 議案審議

議案第 2293 号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

○森杉議長 次に、議案審議に入ります。

本日の審議件数は、前回の審議会で継続審議と決定した議案第 2293 号を含め、全部で 4 件となっております。

議事を始める前に、報道機関の方々をお願いします。議事整理の都合上、テレビカメラ等による撮影は、議案第 2293 号の冒頭説明までとさせていただきます。冒頭説明後は、撮影を止めていただくようお願いいたします。

それでは、議案第 2293 号「仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を議題といたします。この議案は、前回の会議で付議されたものですが、議決に至らず継続審議と決定したため、今回改めて審議するものです。

初めに、この議案の審議においては、右肩に「議案第 2293 号」と記載された、議案書（別冊）、参考資料（別冊 1）、参考資料（別冊 2）、参考図面と、それから最後に、「都市計画審議会での議決後の流れ」と題した資料。この 5 つの書類を使用しますので、チェックの程お願いします。

宮城県知事に出された 16 件の意見書の意見を、「参考資料（別冊 2）」の 7 ページのとおり、①から⑤の 5 種類に分類されております。その分類したものを、別途の書類「審議結果整理表」に記載のとおり、前回の審議では、このうち、①から④までの意見については採択すべきでないと議決しておりましたので、本日は⑤の、内陸移転を求める意見を採択すべきかどうかから審議いたします。

特に⑤-6 から⑤-7 ですけれども、本件意見書に関わる対応の考え方について御説明されたということで、名取市震災復興部の大友部長がお見えになっておられます。都市計画審議会議事運営規則第 10 条の規定により、審議会での発言を認めたいと思います。大友部長には後ほど、⑤-6、⑤-7 の意見の審議の際に御説明をお願いすることといたします。

ということでまずは、事務局から、前回の審議状況を説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、前回の審議状況についてあらためて御説明いたします。

「参考資料（別冊）2」でございます。これの 8 ページを御覧ください。

資料では、意見書の内容ごとに、①の「嵩上げに関する意見」から⑤の「内陸移転に関する意見」まで、大きく 5 つに分類し、それぞれについて、事実関係や事務局の見解を御説明させていただきました。

その後、意見書を提出した方のうち 3 名から、口頭で意見陳述をしていただきました。その内容は、「市の計画には反対しないが、閑上の中でもより安心できる仙台東部道路の西側に住みたいという切実な願いを叶えてほしい。」というものでございました。

次に、施行者を代表いたしまして佐々木名取市長からも御意見を述べていただきました。

その内容は、閑上の歴史を継承することの意義、安全対策を施した上での現地再建であること、小規模な移転先を造成しても都市として成り立たないことなどから、現計画への理解を求める内容でありました。

審議の状況でございますが、資料 8 ページでございます、①の「嵩上げに関する意見」から④の「その他の意見」。これまでににつきましては、一応、「採択すべきでない」ということで御確認いただきました。

したがって、本日は、⑤の「内陸移転を求める意見」について御審議いただくことになり

ます。資料では、9ページから11ページまでがこれに当たります。

これに該当する意見書は13通ございまして、いろいろな表現で、いろいろな理由を書かれていますので、資料では、その理由ごとに、⑤-1から⑤-7まで、枝番を付けて整理してございます。順番に御審議いただきたいと思っておりますが、同時に、結局のところ、意見書を出された方々がおっしゃりたい結論は、⑤-6と⑤-7に尽きるのだらうとも思っております。要するに、「閑上にほど近い、仙台東部道路の辺りに、災害公営住宅や集団移転先の団地を整備してほしい」ということであります。それ以外の部分、⑤-1から⑤-5までは、結論ではなくて、御不満に思っている点や内陸移転したい理由を述べたものであると、このように考えております。

その上で、「理由」の部分、⑤-1から⑤-5までであります。これらは大きく3つに分けて考えられるのではないかと考えております。

まず1つ目は、前回、小野田委員がおっしゃった「技術的な問題」に当たるものであります。

番号で言えば、⑤-1の「被災状況」と⑤-3の「津波防御対策」であります。これらは、「区画整理の計画地は、津波に対して安全と言えるのか」「ここに住むことに関して、客観的な安全性はどうか」。こういった問題であります。

これに対する事務局の見解といたしましては、「市の計画は合理的なもので、シミュレーション結果でも一定の安全性が確認されている」としております。

2つ目は、「事業計画の内容であるかどうか」という問題であります。

該当するのは、⑤-2の「市の復興方針」と⑤-4の「計画策定までの経緯」であります。

この2つにつきましては、市の進め方にいろいろと御不満があったといたしましても、当審議会による意見書の採択、また、それを受けた県による事業計画の修正要求によって解決する性質のものではないため、事務局といたしましては、採択する理由にはできないものというふうに考えております。

3つ目は、残る、⑤-5の「住民意向」の問題、つまり、「区画整理区域内の収容人口、いわゆる人口フレームが適正に、公平に見積もられているのか」という問題であります。

事務局といたしましては、「地区内に住みたい方についての人口フレームの計算は妥当である」と考えております。

ここまでが、前段の「理由」の部分になります。

そして、意見書の結論部分であります。地区外に出たい人達、つまり、区画整理の人口フレームにはカウントされていない人々の移転先、受け皿の問題が、⑤-6と⑤-7であります。⑤-6が災害公営住宅に入居したい方の受け皿の問題、⑤-7はそれに加えて、自宅を再建したい方の受け皿の問題を含めた両方を主張する意見であります。

閑上地区には、区画整理事業、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業、この3つの事業が組み合わされる形となっております。当審議会の意見書審査の手続は、土地区画整理法に基づくものでございまして、3つの事業のうち、区画整理事業の事業計画だけを対象としてございます。

事務局といたしましては、⑤-6の「災害公営住宅の確保」、この問題につきましては、区画整理の事業計画の修正では解決できない問題であることから、採択できる理由にはなり得ないものと考えております。ただし、附帯意見を付すなどによりまして、市に対して今後の対応を促して

いくということとは可能であります。

一方、⑤－7であります。これは、被災市街地復興特別措置法16条に規定しております。地区外に住宅を建設できる制度がありますので、自宅再建を目指す人達の希望は、この土地地区画整理の事業計画の修正によって実現できる可能性があり、法律上は、この点において意見書を採択することも可能と考えございます。

ただし、この制度は、あくまで換地処分によって地区外の土地や住宅の所有権、借地権、こういったものを取得してもらうものでありまして、「災害公営住宅に入居したい人達」については、土地の権利を伴わない形での移転であります。この制度によって救うことはできず、やはり、⑤－6と同じ結論、つまり、意見書を採択することはできず、附帯意見を付すなどによりまして、市の今後の対応を促していくことができるにとどまるものと考えております。

以上で、前回の審議状況と、本日御審議いただきます⑤についての説明を終わります。

御審議の程、よろしく願いいたします。

○森杉議長 冒頭説明は以上です。これからは、写真撮影と録画をおやめいただきますようお願いいたします。

それでは、残っております審議のうち、⑤－1と⑤－3、この2つから、審議をお願いしたいと思っております。一番肝心要の⑤－6と⑤－7に時間を取るために、比較的、おそらく意見が一致するだろう、技術的な問題を先に片付けていきたいと思っております。⑤－1の「被災状況」と⑤－3の「津波の防御対策」について、審議をお願いいたします。

事務局の見解では、一定の安全性が確保されており、事業計画を修正する必要は認められないということですが、委員の皆様方の御意見を伺いたいのですが、いかがでしょう。

一応、ひょっとしたら、最後にまたここに戻ってくることがあるかもわかりませんが、一旦ここで決議いただいても、また必要に応じて戻ってきて、この決議をもう一回見直すことがあり得ることを御承知ください。

よろしゅうございますか。

○小野田委員 前回も申し上げましたけれども、基本的には、安全が確保されているように思いますが、せっかく市の部長さんがいらっしゃるののであれば、何か、安全面などについて補足などありますか。もし、発言を求めても良いのであれば。そういう場ではないですか。

○森杉議長 いいです。

大友部長、どうぞ。もしもございましたら。安全面についてということですが。

(名取市震災復興部・大友部長、発言者席へ)

○名取市震災復興部・大友部長 名取市の震災復興部長の大友と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま、安全性ということで御質問がございましたけれども、事務局の説明にもございませ

たように、シミュレーションを行っておりまして、その結果に基づきましても、一定の安全性は確保できているということで考えてございます。今回、塩釜亘理線から東の部分については、平均で約3mの盛土を行うということで、更には、当初計画より区域が西の方に移動したということもございまして、以前よりも安全性は高まったということで考えてございます。

○森杉議長 ありがとうございます。

他にございませんか。よろしいですか。

(名取市震災復興部・大友部長，傍聴人席へ)

そうすると、この件につきまして、お諮りいたします。

⑤-1及び⑤-3の意見については、採択すべきでないことに御異議ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 ありがとうございます。それでは御異議ないものと認めまして、⑤-1及び⑤-3の意見については、採択すべきでないと決定いたします。

次に、⑤-2の「市の復興方針」に関する意見と、⑤-4の「計画策定までの経緯」についての審議をお願いしたいと思います。

これにつきましては、事務局の見解では、事業計画の内容ではないため、当審議会としては採択できないということになっております。もちろん、附帯意見を付したり、市に対して建議を行うことはできるということでありまして、皆様の御意見を伺いたいと思っております。

この件は法律的な問題ですので、附帯意見は可能性はありますが、附帯意見は当面、後からやるとして、特別でない限り、この⑤-2と⑤-4の審議につきましては、事業計画の内容でないという理由で採択できないという、事務局の見解についての審議をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○長谷川洋一委員 この件につきまして、事実確認の結果というところにあるんですが、4か所の案ということで、市が、平成23年7月に開催した、「第4回名取市新たな未来会議」の資料を指すということで、この中に、A案、B案、C案がありますが、C案なんかは、西側でこういった区画整理を行おうとするものが、案として出されたことが、経過としてあったようですが、これらにつきまして、その後は確かに、市の方針ではないということなんですが、最初の段階で市から出された資料の中にあつたという部分がありますが、これらは、どういう風な形で検討され、最終的に、市の現地再建方針に変わっていったときに、このことがなくなっていったのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○森杉議長 これはまた、部長、よろしゅうございますか。恐れ入りますが。

(名取市震災復興部・大友部長，発言者席へ)

○名取市震災復興部・大友部長 御指摘のように，平成23年7月23日，「第4回名取市新たな未来会議」の中で，A案からC案，それから参考案ということで，この東部道路の西側への移転ということで，計画案を検討した経緯がございます。この場合は，防災集団移転事業ということで，移転できないかということで検討したものでございますけれども，やはり，現地で再建の方もいらっしゃるということで，当然これらと，区画整理事業を行いながら，防集事業も併用してできないかということで検討した経緯がございますけれども，やはり現地再建の方針，いろいろ検討した中で，土地区画整理事業による現地再建が望ましいであろうということで，検討した結果，この参考案については，検討から除外したという経緯がございます。

○長谷川洋一委員 こういった，先ほど間違えましたが参考案ということで，西側へという移転イメージがあったということで，出されたようなんですね。現地再建という意見もあったと，こういうことではありますが，まだあの現地再建という意見の方と，やはり安全安心，諸々考えたときに，西側にとり案の方々と，今分かれている感じがするんですが，この現地再建の方向に進んだときに，この西側に移転したいという人が，今の段階でも相当人数いるわけですけど，そういった人たちの意見はどういう形で吸い上げ，意見を整理して行って，最終的に再建案に臨んでいったのか，その辺のことについてもお聞かせいただきたいと思います。

○名取市震災復興部・大友部長 これまでの経過にもございますように，意向調査，それから個別面談ということで，意見を吸い上げまして，その結果を基に，今回の土地区画整理事業計画案を作ったという経緯がございます。当然，現在も，東部道路の西側にと言う方もいらっしゃいますので，名取市の方も，現在，西側に，地区外に移転したいという方々について，再度意向を確認しているという状況で，今後，それらにどのような形で対応できるかという部分も含めて，検討して参りたいということで考えているところでございます。

○長谷川洋一委員 いま最終的に，西側についても，今いろいろ皆さんの意向を聞きながら，検討しているということでお話がありました。まずそこで，とどめたいと思います。

○森杉議長 重要な御指摘ありがとうございました。
他にどうぞ。

○小野田委員 L2というと，500年～1,000年に1度という。まあ2011年，つい最近に来たので過剰に反応しがちですが，学識として意見を言わせていただければ，確率としては，もちろん明日来るかも知れませんが，非常に低いと。それに対してどこまで反応すべきかと言うことで，冷静に反応されて，閑上という歴史も勘案されながら，現地再建を中心に案を作られたと。しかもコンパクトシティを目指しながらというのは，計画論としては筋が通っているように思いますが，一方で市長が主張するように，歴史性をこの復興の中で，閑上が持っている個別性といいますか，

本当に、皆さん怖がっておられる方々に、「ここは本当にいいまちになりますよ、閉上の歴史性がこのように継承されますよ」という、魅力的な提案に、あまりなっていないような気もするのですが。計画のフレーム自体は、私は学識としては、非常に合理性が高いと思っておりますが、その内容については、どこまでその歴史性なり個別性なり魅力性に踏み込んで検討されたのか、またそれを市民の皆さんにしっかりと説明されたのか、というところが、少しだけ疑問に思うんですね。もちろん、復興計画の中身については、都計審での審議事項ではありませんが、参考までにお伺いできますでしょうか。

○名取市震災復興部・大友部長 ただいま、閉上の区画整理事業計画の中での、閉上の魅力と言った問題の御指摘かと思えますけれども、閉上の復興まちづくり推進協議会ということで組織を立ち上げてまして、その中でいろいろ御検討をいただいた経緯がございます。その他に、まちづくりガイドラインの作成ということで、いろいろ御議論をいただいたという経緯がございます。ただ御指摘のように、閉上の魅力、そういう部分にもう少し突っ込んだ検討が必要であったんではないかなというふうには考えてございます。今後、区画整理の事業認可をいただいた後に、そのまちづくり推進協議会を拡充した上で、さらに復興まちづくり、魅力あるまちづくり、それらについても十分検討して参りたいというふうには考えているところでございます。

○森杉議長 他にどうぞ。

今の2つの御意見は、附帯意見にしなくてもいいですか。

まだよろしいですね。後から考えますけれども。

他に御意見ございませんか。

(名取市震災復興部・大友部長、傍聴人席へ)

それでは、⑤-2の「市の復興方針」、⑤-4の「計画策定までの経緯」について、お諮りいたします。

この2つにつきましては、採択すべきでないとするに御異議はございませんでしょうか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 よろしゅうございますか。それでは、御異議ないものと認め、⑤-2と⑤-4の意見につきましては、採択すべきでないと決定いたします。

次に、⑤-5、これは「住民意向」について。この意見についての審議をお願いしたいと思います。

住民意向ということでありますが、事務局の見解では、区画整理地区内の人口フレームは合理的なものでありまして、事業計画を修正する必要は認められないという原案であります。この件につきまして、皆様の御意見をいただきたいと思っております。

○長谷川洋一委員 何度か、住民の人たちの移転希望なども、市として確認はされているようですが、最近では、今年の5月でしたか、そういった時点で確認をなされているようですが、刻々と、時間の経過とともに、あるいはそれぞれ個人の考え方によって、住まいの希望について、変わってきている感じもいたしております。そういった中で、区画整理の人口フレームという部分で、5月の意向調査を踏まえての部分に今なっているのかなというふうに思いますが、現段階でどんなふうな、人口フレームについて市としてお考えになっているか、感触としてお伺いをおきたいというふうに思います。

○森杉議長 部長、お願いします。

(名取市震災復興部・大友部長、発言者席へ)

○名取市震災復興部・大友部長 人口フレームにつきましては、2,400人ということで捉えてございますけれども、これは今御指摘いただきましたように、個別面談を行った結果を基に積み上げた形になってございます。当然、被災者の意向は、変化していくものということで捉えております。例えば災害公営住宅につきましても、他の地区も、時間の経過とともに、意向が変わってきたということもございまして、区画整理を行っていく上でも、あまり事業計画が長くなった場合には、被災者の方の考え方が変わるということも十分考えられておりますので、我々としては、速やかに事業化、それから事業の実施、そういうものを進めて参りたいということで考えてございます。

○長谷川洋一委員 一点だけ、私もよく中身的に、どういった人たちが意見書を出されているのか分かりませんが、この2,400人という人口フレームの中には、今回の意見書を出されている方々が、この中には含まれているのかどうか、その辺の市のとらえ方を確認したいと思います。

○名取市震災復興部・大友部長 資料にもございますように、451名の方から意見書が提出されているわけでございますけれども、その中で、土地区画整理事業の区域内の方が60名いらっしゃる。それから防災集団移転促進事業の区域の方が314名いらっしゃるということでございます。今回の面談で、「区画整理事業の区域内に入りたい」、「あるいは防集で土地を買ってもらいたい」、「あるいは災害公営住宅に入居したい」という方がかなりいらっしゃるわけですが、当然先ほど申し上げました60名の中には、そういう、「防集で土地を買ってもらいたい」というという方や、あるいは「災害公営住宅に入りたい」、「区画整理事業の区域内に残りたい」という方も含まれているのではないか、ということでは考えられます。今回提出された方々のお名前を我々は把握できませんので、その辺の最終的な確認はできない状況にはございますけれども、数的なものを見たときには、ある程度含まれているのではないか、というふうには考えてございます。

○内海委員 事実確認の結果の中に、土地区画整理事業区域にお住まいだった方、それから防災集団移転促進事業区域にお住まいだった方、その個別面談結果が出されていますが、その後の動きみたいなものはあるんですか。この10月時点、9月末頃でもいいですけど、その実態はどうい

うふうになっているのでしょうか。

○名取市震災復興部・大友部長 個別面談を実施した後に、フレームの関係をまとめまして、それから宮城県、それから復興局、それから国土交通省の方とフレームの関係の調整を行って、ある程度了解をいただいているわけですが、それらを基に、土地区画整理事業の計画も含めまして、皆さんに説明して、今回認可に向けた取組を行っているという状況で、当然、認可をいただいた後には、土地の買取なり、住民の方々の意向を再度確認していくということでは考えてございます。特に、災害公営住宅に入居を希望の方、それから、土地を買ってほしいという方が非常に多くございますので、それらの方々の意向に沿った形で事業をまとめて推進していくという考え方でございます。

○内海太委員 そうした中で、ここに294世帯が区域外に希望しておりますね。その内訳として、その方々が集団移転を希望するのか、それから東部道路の西側の公営住宅の建設を求めてそこに住みたいという人なのか、この辺は、どういうふうになっていますか。

それから2番目としては、1,347世帯のうちに、土地区画整理事業の区域外に525世帯があると、この人達の希望する集団移転の場所や、東部道路の西側の災害公営住宅を希望する人たちの実数は、現時点の一番新しい、持っている情報ではどういうことになっているのか、お尋ねします。

○名取市震災復興部・大友部長 土地区画整理事業の区域外に自分で住宅を取得して移転したいという方、区画整理区域内と防集の区域で合わせまして453名の方がいらっしゃいます。面談の時に、移転先が決定しているかということで確認させていただいておりますけれども、そのときには、128名の方が、移転先が決定しているという状況です。ですから残りの325名の方に、改めまして移転先の考え方の確認を行ってきたというところでございます。

○内海太委員 その結果の内訳は。

○名取市震災復興部・大友部長 325名の方に意向の確認を行っております。昨日、10月16日現在で、150名の方から回答をいただいております。そのうち、有効回答が140ということで捉えてございます。その中で、東部道路西側の閑上地区ということでお答えになっている方は、現在、17名ということで捉えているところであります。

○内海太委員 この、回答を寄せない人たちの数については、どういうふうに捉えているのでしょうか。平均的な中で、ある程度の数を見ているのか、その辺をお尋ねします。

○名取市震災復興部・大友部長 325名に対しまして、150名の方からの回答という形になっているわけですので、約半数弱という形になってございます。これまでも、市の方としては、個別面談あるいは意向調査を行った際には、回答いただけなかった方について追跡の調査を継続した経緯もございます。今回も、どういう考えで回答をいただけないのか、あるいはどういう考え方を持

っているのかという部分については、できるだけ確認をしていきたいということとで考えてございます。

○内海太委員 これは、個別面談によって出たことなんでしょうか、それともアンケート調査なんでしょうか。

それから、普通だと、有効回答した人のみならず、回答しない人のことも踏まえた割合として、数字を出すんですね、こういう場合には。だけど今回の場合には、150人のうち140人を有効回答としたと。その中で17人のみ希望があったというふうな捉え方は、それで、こういう仕事をやっていく場合の捉え方としては正しい捉え方なんでしょうかという疑問があるので聞いているわけです。そしてその中の、17人のうちの、移転は公営住宅なのか、そうでないのかということも分析してもらえるとと思うんですけど、その点についてもお尋ねします。

○名取市震災復興部・大友部長 150名のうち、未到達ということで、アンケートが返ってきた方が、8名いらっしゃいました。それから確認の結果「対象外」ということで、2名の方がいらっしゃった関係から、140名が有効だったということでございます。その方々は基本的に、もともと区画整理区域外に自分で住宅を取得して移転したいという方でしたので、今後できるだけ、どのような形でその意向に答えられるか、ということで検討していくという考え方でございます。

○内海太委員 今の答えもいいんですけど、私の質問は、そうでなくて、回答をよこさない人の捉え方をどうするのか。それから、こういう場合だとはっきりしているのも、本当は個別面談によって、一人ひとり、ちゃんと希望を聞くのが正しいやり方ではないのかなと思うんですけども。個別面談を今までやってきたというので、改めて今回またやると、それが、アンケートだけでは精度の高いものにならないのではないのでしょうか。そういう疑問があるので、私は聞いたんです。

○名取市震災復興部・大友部長 先ほども申し上げましたけれども、325通の意向確認ということで発送したわけですけども、150しか現在確認できておりませんので、残りの方々については、再度意向の確認を行いたいということで考えてございます。郵送によるアンケートではなくて、直接お会いして確認してはどうかという御意見かと思っておりますので、そちらについても十分検討して対応してまいりたいということで考えてございます。

○内海太委員 今の回答の内容からすると、わずか17人の人しか、ということになるわけですよ、市の方向からすれば。現時点で。ところが、今日このように、意見書が出されるという実態との、余りにも乖離が大きすぎて、私はどちらのお話を信用して。これは⑤-6の審議のために、今質問しているんですけど、ちょっとこれではあまりにも、住民の皆さんが住みたくないのも、別のところに行きたいのも、公営住宅も西側に建ててもらいたい、それから集団移転用地も設けてもらいたいという、その強い要望とどうしてこのような乖離があるのかなと思っているんですが、その辺の分析もされておいていいのではないかなと思うんですが、それについてはどのような分析

をしておられますか。

○名取市震災復興部・大友部長 今回意向を確認した150名の方、あるいは確認のためにアンケートを送った325名の方は、我々の方としては状況を把握してございますけれども、今回意見書の提出がございました、451名の方につきましては、我々の方ではお名前も分かりませんので、なかなかその辺、比較してみることもできないということで、なかなか精査が難しい状況にあるのかなということでは理解してございます。

○内海太委員 事実関係は今のとおりで聞きましたけれども、しかしそれにしても、今までの経緯からいっても、あまりにも、住民の皆さんを参加させない、あるいは皆さんの意見を聞かない。何となく、ここで出された資料を見ても、直接住民の皆さんに聞いているというのはあまりないんですよね。個別面談で「こういうことでどうしますか」というようなことについて。あまりにも、個人の希望というものについて把握していないということがはっきり浮き彫りにされたと思うんです。しかし、これからやりますと、審議が決まった後でまたやりますと。というのはもちろん、行政執行上は必要だけれども、少なくともこの審議会に臨むに当たって、その辺のちゃんとした把握をしておいて、「これまでこういうふうな努力をしてこうやってきたけれどもこうだった」とかということを、我々の質問に対して答えていただかないのでは、ちょっとどうやって自分の結論を出したらいいのか分からない。多分、名取市でやっている仕事に対してそういう意見を言うということは、この都市計画審議会は、住民の希望をちゃんと受け止めて、しっかり結論を出していただける機関だと。いわゆる行政不服審査、そういうふうな、仲裁機関のような、法律上もある程度あるわけですが、そういうふうな思っているから出したのではないのかなと思うので、その辺との乖離については、どういうふうな名取市で判断されているのか。あまりにも乖離が大きすぎるので、私は非常に困っているんです。部長さんはどういうふうな思いますか。

○名取市震災復興部・大友部長 今年の4月から個別面談を行いまして、4月8日から5月11日まで個別面談を行ってございます。更に、面談に応じていただけなかった方について、5月12日から7月1日まで追跡調査を行ったという経緯がございます。その結果、区画整理区域内の方、935名の地権者と居住者の方が対象で、資料にもございますけれども、その中で回答数が894名ということで、95.6%の方の意向を確認したという経緯がございます。その他、防災集団移転促進事業区域内ということで、1,347名の対象の方に対して1,273名の方の意向を確認しまして、回答率については94.5%ということで、全体でも95%の意向を確認して、この計画をまとめてきたという経緯がございますので、市の方は、住民の意見を確認をしてきたと、そのように理解しているところでございます。

○内海太委員 ですから、この出された事実関係の確認の結果の内容については、これで基本的に、この数字で取り組んできた。しかし今回更にまたアンケート調査をやった結果、半分以下の人しか回答しないと。そしてそのうちの140人について分析した結果、17人だというお答えなんで

ですが、私はこの回答を出さないということに、非常に疑問を持っているんです。回答をしなくても、私の考え方は決まっているのでいいよという人もあるでしょうし、これまで二転三転、ずっとこの問題にいろいろ議論されて、そして何回か修正をして、そして最終的に今回のこの名取市の議会で、条例で決まったこの内容について、住民の皆さんが不信感をもって、「自分たちがいくら自分の考え方や希望をいってもだめだ」という、そういう諦め。それと、時間が、都市計画を決定して既に1年7か月になるわけですけど、その間の取組に対する、行政に対する厳しい批判の表れでないかという見方も、私はするんですけど、その点についてはどのように思いますか。

○名取市震災復興部・大友部長 御指摘のように、都市計画決定してから1年数ヶ月経過しているということで、その間に事業計画自体を十分まとめきれなかった。それから、被災者の皆さん、権利者の方の合意形成に十分取り組めなかったと。結果的にこういう形になってしまったということは、当然我々の努力不足ということで反省はしているところでございます。ただ先ほど申し上げましたけれども、多くの方の意向を確認して事業を進めてまいりたいということで現在考えてございます。区画整理事業の早期実現を望んでいる方もいらっしゃいますし、早く土地を買ってほしいという意見もいただいております。当然今回の意見書にもありましたように、災害公営住宅の建設についても早くやってほしいという方もいらっしゃいますので、我々としては、それらの事業に向けて、今後積極的に取り組んで、早期完成を目指してまいりたいということで考えているところでございます。

○内海太委員 質問の分の最後になりますけれども、2,400人というこの人口フレームですが、これは、区画整理を始めて、そして工事が終了して、実際公営住宅に入居できる時期と、それ以外に家を建てるという再建できる人はいつごろかをお聞きしたい。というのは、そのことによって、さっきお話しいただいたように、この事業が延びれば延びるほど、閑上に住む人が、今「私は閑上に住む」と言っていた人たちも、時間が延びれば待ちきれなくて、別なところに土地を買って住むと、あるいは別なところの公営住宅に行くという人が増えてくるんじゃないかという心配を持っているわけです。現に、私の住んでいる気仙沼、私のごく近所でも、防災集団移転が決まって、そして発注すると言うことが決まっても、もう半分に減っているんですね。15世帯あったのが8世帯になったとか、32世帯あったところがその半分になったとか、そういうことが気仙沼でも、地区でいっぱいあるものですから、これは名取も大変なことだなと思っているんです。気持ちは部長さんと同じように、始まるのが早ければ、完成が早ければ早いほどいいと思っているんですが、そういう一方では、交付金事業にある41haあたり40人の人口も確保できないことにも繋がって行きはしないかという心配も、一方で持っているものですから、今質問した次第です。

○名取市震災復興部・大友部長 今回、復興方針の説明会を行ってございますが、そのときには、土地区画整理事業の場合ですと、仮換地の指定を行った上で、ある程度造成が終わらないと、家は建てられません。それから防災集団移転事業については、移転先団地ということで、区画整理の区域内に用地を確保する計画でございますけれども、それらについても同様の考え方になります。それから、災害公営住宅についても、現在まだ用地を取得してございませんけれども、そち

らについても用地を取得した上で、仮換地に建設する形になるかと思います。説明会の時は、平成28年度の当初くらいから入居ができるのではないかという説明をしております。ただ、現状で、復興交付金の予算についてもまだ確定はしてございませんので、ある程度のスケジュールに乗って、予算をいただき、事業を一つひとつ進めていった結果、そのような形に何とか持っていきたいということで考えております。それから御指摘のように、現状での考え方と、これから何年か経過したなかで、被災者の意向が変わる要素というのは、非常にあるのではないかとということで、我々も心配しております。そのためにも、この事業を速やかに進める必要があるだろうと。当然、土地を売りたいという方々の意向を確認して事業を行う、あるいは区画整理についても、換地を希望されている方がいらっしゃいますので、そういう考え方を聞きながら、事業をできるだけ早く進めてまいりたいという考え方でございます。

○長谷川洋一委員 今のお話のことなんですけども、できるだけ早く、そこを進めていきたいという。そこに居を求めたいという人もいらっしゃいます。しかしながらこのように、かなりの人たちが意見を述べられているわけなんですけども、その人達はまた地権者であり、その区域内の関係者でもある訳なんです。そうしたときに、こういった人たちが多数いることによって、この事業、本当にこれから、むこう2、3年で完成を目指すということなんですけれども、そういったものにもいろんな影響を与えて、事業がかなり難しくなるなあと感じもしないわけではないんですけども、その辺はどういうふうに捉えていらっしゃいますか。

○名取市震災復興部・大友部長 現在、区画整理の事業計画の中で、換地を希望する方というのは、「区画整理を進めてほしい」という方と理解しております。それから、地区内の災害公営住宅に入居したいという方も、早く区画整理を進めて災害公営住宅を作ってほしいという方かと思えます。それから防集の関係で、この方々は、土地を早く買ってほしいという方ですので、区画整理に反対しているということではないということで理解しております。それから、区画整理の区域内の方でも、だいたいが大勢の方が、土地を買ってほしいという希望がございます。名取市の方としましては、その希望にできるだけ答えていきたいということで、いろいろ調整した中で、何とかその希望には応えられるだろうというところでございます。ですから、区画整理事業について、概ね御理解はいただいている、というふうな理解はしているところでございます。

○長谷川洋一委員 もちろん多数の方がいらっしゃるから、ここで区画整理ということなんですけれども、既に区域内の人たちからの意見ということも出てますので、「概ね理解している」ということが、私たちも理解できないところがあるんですね。その辺について、もう一度お願いします。

○名取市震災復興部・大友部長 区画整理区域の中の、土地を買っていただきたいという方々は、この事業が進まないと、買えないという形になります。ですから当然、事業を推進してほしいという考え方かなというふうに理解をしております。それから先ほど申し上げましたけれども、区画整理区域内に換地としてほしいという方は、当然事業を推進するという考え方かと思えます。

ので、それらを考えますと、現在区画整理区域内に現地再建ということで希望されている方は、ほとんどが事業を進めてほしいという考え方なのかなというふうには理解はしているところなのでございますけれども。

○桑原委員 人口フレームの推計ということで、ちょっと、細かい数字を確認したいんですけども。⑤-5のページでございますね。このところで、区画整理事業の区域内にお住まいだった方のうち、区域内にとどまりたい方が256世帯。それから防集区域のうち、区画整理事業の区域内にとどまりたい方が286世帯で、合計すると500ちょっとなんです。一方、先ほどの御説明では、区画整理区域内に863世帯ですか、予定していると。この違いがどこから来ているのか、御説明いただけますか。

○名取市震災復興部・大友部長 個別面談結果につきましては、実数で捉えてございます。当然残りの方がいらっしゃるわけですが、未定の方とか、あるいは未回答の方とかいらっしゃいます。それから、既に移転しているという方の中に、仮設住宅に入居されている方が、既に移転しているというような、誤った記載をされている方がいらっしゃいました。そういう方々を除きまして、その割合で、割り戻した結果を基に、人口を推計すると、2,400人になるという形でございます。

○桑原委員 そうしますと、まるめて言いますけれども、500と800ではかなり違うんですけども。今御説明ありましたように、未定の方とか未回答の方いらっしゃいますよね、その方達が約300ちょっとくらいいるんですが、何となく、その未定の方はほとんど、区域内に整理されたようにも見えるんですけども。そうではないですかね。

○名取市震災復興部・大友部長 おっしゃるように、その方々の割合で割り戻しておりますので、一部、区画整理区域外に行きたいという方も当然その中にはいらっしゃるでしょうし、当然残りたいという方もある程度いらっしゃるだろうということで、推計したものでございます。

○森杉議長 この点につきましては、県からも御発言いただけますか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事務局としてと申しますか、県として、妥当なフレームであろうというお話をさせていただきました。これについては、確かに、未回答の方々をどう取り扱うかというのは、悩ましい話であるのですが、ある程度、ひとつの決め方という形で、そのフレームをおいたということは、ひとつの合理性があるんだろうというふうには判断しているところであります。なお、このフレームについては、当然復興庁も含めて、調整の中で、ha当たり40人という、どうしても縛りがございます。その中で、現地再建したい方をカウントしたときに、ひとつの知見として2,400人だったということ踏まえて、それは県も国もこの形でいいのではないかという判断をさせていただいたということです。決め方としては、当然御指摘のとおり、いろんなやり方があるかというふうには思いますが、ひとつの決め方としてこう決めたと。もちろんその住

民の方々の意向というものも、時によって変わるわけですが、それは時間が経てば当然変わるわけで、5月時点でのアンケート調査に基づきながらやったというのも、これまた、行政としては、ひとつの時間軸の中で決めたということですので、これはこれで一定の合理性があるのかなと言う意味で、お話をさせていただいたということでもあります。

○小野田委員 最後の⑤-6と⑤-7に時間を残しておかないといけないので、そろそろとりまとめた方がいいと思うんですが、今、長谷川委員、内海委員から御意見あったように、民意調達のプロセスにおいては、やはり、非常に問題が多かったのではないかというふうなことは思わざるを得ないと思うんですね。また、それは区画整理事業の執行にも大きな影を落とすに違いないので、区画整理事業を知っている人なら、これだけでもめていて区画整理に突入して、なかなか難しゅうだろうというのは理解されていますよね。市としてはそのプロセスをもう一度しっかり見直して、反省すべきところは反省して協力を得るというふうな形にしないと、おそらく、この事業は、例えここを通過しても、この次で必ず引っかかるということは理解はされているわけですよね、市としては。

それともうひとつ、適正な数の把握ですけれども、今、桑原委員もおっしゃったように、先ほど、都市計画課長の方から妥当だというお話がありましたけれども、まあ私も妥当だと思いますけれども。妥当というか、他の、実際復興区画整理事業を展開しているところと比べて、そんなに極端なことをしているわけではないし、確かに、かなり推測で、ぎりぎりのところでフレームを作っているような気がしますけれども、それをもって、「非常に問題だから、意見を採択する」というほどには至らないというか、そこまで大きな問題ではない、相対的にですね。ないとは思いますが、やっぱり、他の自治体はもう既に、例えば石巻でも登録制をとって個別に登録させて、個別に人をマンツーマンで押さえながら意向を確認するというふうに動いていますし、他のいくつかの自治体などでは、コミュニティの協力を得て、浜毎に密接に連携しながら、実際の数をきっちり押さえしていくというふうなことは、もう既にアンケートからその先に踏み出しているんですね。それをやらないとだめだと思いますよ。それをやるには、やはりコミュニティとの協力が不可欠で、これを欠いた状態で実数をこれ以上確定しようとしても、やっぱりそこには無理がある。どちらにしても、これは不採択になるかも知れませんが、それにしても、附帯意見としては相当重いものを、私の印象ですけれども、付けざるを得ないし、付けたものに対しては真摯に対応していただくというような御覚悟があると見ていいんですね。御覚悟がないんだったら、ちょっとまた考え方を変えないといけないですけど。

(午前 11 時 40 分 仁田委員到着)

○名取市震災復興部・大友部長 御指摘のように、土地区画整理事業につきましては、事業認可の後に換地設計ということで作業を進めていくわけですがけれども、換地が一番重要になっていきますので、その部分が大きなポイントになるということで、その難しさは十分理解しているところでございます。今後、この区画整理の権利者及び利害関係者ですね、その方々については、やはり御指摘のように、組織をきちっと作った上で、その意見を確認しながら事業を進めていく必

要があるだろうということで考えてございまして、そのためにも、まちづくり推進協議会を再構築した上で、充実強化して事業を進めてまいりたいということで考えてございますので、更には市長の方の考え方としても、今回の意見については真摯に受け止めて、いろんな工夫をしながら対応を検討してまいりたいということで考えているところでございますので、我々としても十分捉えているというところでございます。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

(名取市震災復興部・大友部長，傍聴人席へ)

他にございませんか。

それでは⑤－５について、お諮りいたします。

先程からお聞きしておりますと、附帯意見をつけるべきかどうかは、はっきりしないところがありますけど、⑤－６とかと、このあと連動するかも分かりませんが、この⑤－５で、やっぱり付けた方がいいかなと思うような附帯意見は、先ほど言われました登録制などのことをもって、民意調達をしっかりと行ってくださいというような形のことかなと思います。ちょっとそれを細かく考えるのは、時間がなくなっていますので、そういうことを考えるという前提で、しかし、事業計画そのものではありませんので、採択すべきでないことにしたいと思います。いかがでしょう。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 よろしゅうございますか。それでは、⑤－５につきましては、御異議ないものと認めまして、採択すべきでないと決定いたします。

それでは、⑤－６及び⑤－７。これについて御意見をいただきたいと思います。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、先ほどから、関連する議論がもちろん行われておりますが、冒頭説明しましたとおり、名取市震災復興部の大友部長に、改めて御発言をお願いしたいと思っております。大友部長、よろしくお願いたします。

(名取市震災復興部・大友部長，発言者席へ)

○名取市震災復興部・大友部長 市長が公務のため出席できません。私の方から、市長の考え方を述べさせていただきます。

本日は、名取市閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業に関する意見書に係る対応の考え方について、意見を述べる機会を頂きまして、感謝申し上げます。

被災から２年７月を過ぎた状況にあつて、多くの被災者が一日も早い復興事業の取り組みを望んでおります。そのためにも、事業認可をこれ以上遅らせる訳にはまいりません。早急に手続きを進めていかなければと考えているところでございます。

今回の意見書につきましても真摯に受け止め、「土地区画整理事業地区外へ」という被災者の方々の個別の要望については、それぞれ誠意をもって対応してまいりたいと考えております。

土地区画整理事業の推進を願う多くの被災者の方々、土地の買取りを希望する多くの被災者の方々、そして災害公営住宅の建設・入居を希望する多くの被災者の方々のため、一日も早い復興を目指し、個別に要望のあった個々の被災者の意向を確認しながら、可能な限り対応するため、柔軟な対応と多様な選択肢を提供すべく検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○森杉議長 ありがとうございます。委員の皆様から、大友部長に御質問ございましたらどうぞ。

○牛尾委員 今お話のあった、多様な選択、具体的に。

○名取市震災復興部・大友部長 個別に、先ほどの意向調査の結果ということでも、東部道路西側の閑上地区に移転したいという方が17名もいらっしゃいますし、その他、杜せきのした、美田園、あるいは愛の杜、それから名取駅周辺ということで、希望者が多数いらっしゃいます。市の方としましては、当然個別で、西側に移転したいという方についても、更に意向を確認しながら、移転先について、十分検討してみたいということで考えてございますし、皆さんからの要望の中で、住宅に対する情報の提供をしてほしいとか、あるいは分譲住宅、分譲宅地を用意してほしいという要望もございますので、我々としては、そういう民間の土地の情報提供なり、あるいは名取市が所有している100棟もございますので、そういう部分を検討いただけるように、いろんな形を検討していきたいということでございます。

○長谷川洋一委員 今回の意見のかなりの方がやはり、同じ閑上の西地区という希望が大半なんです。今の部長さんのお話だと、それ以外の地域あるいは市全域に希望者を、というふうにしかな聞こえてこないんですね。私この前もお話ししましたがけれども、東日本大震災があつてすぐに神戸に行ったときの、阪神淡路の後、担当の課長さんの一番の反省はやはり、ばらばらに仮設住宅あるいは復興住宅に入ったことが、その後大きな問題を抱えた、ということでもあります。やはりこぞって、できるだけ同じコミュニティの中の人たちがまとまって居を移すということが一番の理想なんだなというふうに、私は思ってた帰ってきました。その点からいうと、今の部長さんのお話では、なかなか今回の意見の人たちの部分の整理がされていない。これまでだいぶ時間をかけてきたんでしょうけれども、そういったもののまとめができていないということで、私はなかなか納得できないなというふうに思いました。その点についてお聞きしたいなというふうに思います。

○名取市震災復興部・大友部長 意向調査の結果でも17名の方、更に未回答の方がございますので更に増えるものと考えてございますけれども、その方々についても、市の方といたしましては、個別の要望にできるだけ答えるために可能な限り対応してまいりたい、柔軟な対応をしてみたいということで考えているところでございます。

○森杉議長 よろしいですか。御質問終わりますよ。

どうぞ。審議も一緒に行いたいと思いますので、審議の御意見も賜りたいと思います。

○小野田委員 「柔軟に対応する」とか「多様な選択肢を」という内容が一体何を意味するのか分からないまま、本当にどうして住民の皆さんの御意向を反映させることができるのかどうかという、このもやもや感が漂っているんだと思うんですよ。もうちょっと具体的に、一体どういうふうな変更までなら可能なのか、みたいな話がもしあれば、お伺いしたいと思います。

それと、これは私の個人的な意見ですが、計画自体は高い合理性と高い志を持っていると思いますが、プロセスに若干硬直した部分があって、住民の皆さんの合意調達にあまり成功していないという状況ですよね。これを例えば不採択にして、今のこの話は不採択にして、じゃあ市さん十分反省されたのでしっかりコミュニケーションしながらやってもらえますか、ということの確認が得られないので、何かもやもやしているんですよ。だからといって採択に行くと、今日マスコミの皆さんも来られてますけど、この原案が、さも悪くて非常に問題があるみたいな受け取られ方をして。これは都市計画審議会ですから裁判所でも何でもなくて、復興計画の内容についていいか悪いかを決める場所でもないし、それなりの情報を我々十分に持っていない中で判断しなければならないという状況なんですけど、メディアに乗ると、この案がいけないみたいなことになって。そうすると、みんなここから別なところに逃げ出したいみたいな雪崩を打つようなことになるのは非常に恐ろしいし、それを恐れておられるので、非常に硬直した態度がなかなか解けないのは、何となく私も、復興事業をやっている身としてはすごくよく分かるんですけど。でも皆さんも、この事業自体を遅らせたいとかそういう話ではなくて、もうちょっと限定された中でももう少し選択肢をしっかりと提示してくれれば、それで手を携えて事業をやろうというふうに言っただけでいいんですから、もうちょっと踏み込んで、具体的にこうですよということがもしここで出てくれば、「じゃあ信用しましょうか」という話におそくなると思うんですけど、それが解けないんですよ。それが解けないと結構、採択に傾いちゃったりするから、あまり部長さんとしてはよろしくないような気もするんですけど。脅かしてるようですけど、いや脅かしてるわけでは。みんな復興をちゃんとしっかりまとめて次に行きたいという思いは、ここに傍聴でいらっしゃる方々も同じだと思うんですよ。仁田委員も前回の議論の中で再三おっしゃっておられましたが、だけど市の態度が変わらないと、これはちょっとどうかなという話に、やっぱりどうしてもなっちゃいますよね。そのあたりどうですか。それでもやっぱり、玉虫色の見解以上のところはなかなか言いにくいですかね。

○名取市震災復興部・大友部長 当然、先程から申し上げてございますけれども、閉上の東部道路の西側ということで17名の方、それから陳情の中でも、そこに限らず東側についても希望があれば検討してほしいということでいただいておりますので、当然、地域のいろんな条件がございますので、どの程度できるかというのは今後検討していかなければならないと。現時点で「こういうやり方ができます」ということは、ちょっと申し上げられませんが、確実に申し上げますのは、先ほども申し上げましたように、名取市の所有している愛の杜の土地を提供させていた

だとか、あるいは増田地区にも宅地がございますので、そういう部分については提供していきたいという形で考えてございます。ただ、繰り返しになりますけれども、東部道路の西側にどういう形でできると、そこまで決定できていない状況でございますので、現状では、この程度の説明しかできないということを御理解いただければというふうにお願いします。

○長谷川洋一委員 先程から、西側に移りたい人が17人という話をよく聞くんですけども、そんな数字はなくて、例えば10ページを見ても206世帯、まあ市の推計ですけど、206のうち101戸の計画で、105は不足しているという捉え方をしているんですよね。それからすると、全く言っていることが我々素人は理解できないんですね。それから、どうしてもやはり同じ、歴史的に、閑上に住んでいる人たちが、同じ閑上を、東部道路周辺の西側をという意識は、やはり持っていらっしゃるんですね。そういった気持ちも大切にしなければならないのではないのかなというふうに思うんです。それからすると、やはり、小野田先生なり皆さんが言われているように、我々も一日も早くこのことは進めてもらいたいし、そういうふうに望んでいる人たちもかなりの人数がいるわけですから、もちろん前に進められればいいなというふうに思うんですけども、現実にこれだけの人たちの意見書が出ていて、これを今日結論を一定程度出さなければならないのかなというふうに思いますけど、採択してしまえば、再度見直しということで時間もかかるし、不採択というわけにはいかない。そういった相当数の人数がいらっしゃるということで、私はやはり、市の対応として、少なくとも今出されているような意見の人たちと、一旦膝を交えて一定の話をして、そして答を出してもらないと、この審議会では私は答を出せないというふうに思います。ですから私は、少しまた時間をおいてもやむを得ないのかなという思いです。

○桑原委員 今回の対象となっている事業は土地区画整理事業ですよ。ですから、災害公営住宅の整備事業とか、それから防集事業というのは対象外なんですけれども、その区画整理区域内に災害公営住宅の計画もあり、防集の移転先もありということで、この区画整理事業とはあまり切り離せないんだと思うんです。仮にこの区画整理事業がゴーサインが出ても、その先の災害公営住宅とか防集の事業の中でまた詰まっちゃうと思うんですね。そうすると結果的には、時間ももっとかかるような気がいたします。それで、特に防災集団移転事業というのは、国交省のマニュアルなどにも書いてありますけれども、これは任意事業ですよ。ですから民意の理解、それから合意というのはすごく重要だと思うんですが、そのあたりは、今後防集事業に議論が移ったときに、なかなか先に進まないんじゃないかなと言うような気がいたしております。私は、今、一回見直した方がよろしいんじゃないかなという感じがしています。

○内海委員 先日の審議会でも言いましたけれども、私は基本的に、憲法に保障された、住む権利、住まない権利、居住権というのはあると思うんですね。それを最大限に保障されることがまずは原則だろうというふうに思っています。ですから、そのことを叶えられるようなシステムを、名取市がちゃんと住民の意向を踏まえて作ってもらいたいというのが私の希望です。しかしながら、今までの説明を、市長の話、部長さんの話を聞いても、それが担保されるような発言は、残念ながらなかったです。殊に、私も指摘しましたし、桑原委員も指摘しましたが、数字の捉え方に

しても、人口フレーム、863戸、2,400人というのが、個別面談したのは580戸しかないんです、住みたいという人が。それを283戸も増やしていると。一方、325人のアンケート調査した結果は150人のうち140人有効で、うち17人しかあそこ以外に住まいと。そういう回答をもって「そう多くない」ということを今部長さんは説明してきたんですけど、一方ではちゃんと推計して、制度に乗るようにして、片方は個別面談によって確定しない数字をもって17人しかいないということ、それ自体が私は信用できないんです。これを何とか分かるように言ってもらわないと。これから、今日仮に不採択になったとしても、桑原委員も言うように、区画整理事業や防災集団移転事業というのは、これは大変ですよ。私も何回か関わってきております。気仙沼市のやり方だけがいいとは申し上げませんが、気仙沼市は全部、公営住宅にも防災集団移転にも、市の主導するものも地域住民が希望するものも含めて、全部希望を取って、仮申込みをして。しかし仮申込みしてもなかなか競争率の激しいところがあったり、今度は二次募集にするとか、反対にそちらの方に行きませんかとかいうような誘導なんかをして、個々面接して確定をさせて行っている。そういう手法を全部、個人に対して面接をもって、アンケート調査などでなくて、面接でしているんですよ。だから精度の高いものになって、「私はそこに行かない」とか「そこに行く」とかいうことは、今は少なくなっている。ただ、遅れているために、防災集団移転には行かないよ、その公営住宅には住まないよ、という人は結構出てますけれども。そういうことで、非常に心配な点があるんですね。そのところを強調しておきたいし、是非、担保できるものを示していただきたい。そうでない限り、なかなかこれはいいと、不採択だということは言い切れない状況があるということ、質問と意見を申し上げたいと思います。

○名取市震災復興部・大友部長　今回防集事業ということで、かなり広い区域の方が対象になるということで、貞山堀の東と、それから西側の一部ということで、多くの権利者が対象となっているということで、事業の難しさというのは我々も十分に理解はしているところでございます。ただ、個別面談の結果の中でも、それらの方々の意向を確認している状況でございまして、土地を買ってほしいという方が非常に多い状況の中で考えれば、事業としては一步一步進んでいくのではないかと考えているところでございます。更には、区画整理の区域内の方も、土地を買ってほしいという状況がございまして、土地区画整理事業については難しい事業ということは十分理解してございますけれども、それらについても何とか進めて行ければという形で考えてございます。

それから、面談結果でございまして、面談結果に基づきまして、土地区画整理区域外に自分で住宅を取得して移転したい方の中で、移転先がまだ決定していなかった325名の方に再度意向を確認したと。その結果が先ほど、半分の回答しかいただいておりませんでしたけれども、それがその結果ということで、杜せきのしたとか、そういうところにも16名の方がいらっしゃいましたし、愛の杜についても13名の方がいらっしゃいましたし、まだ未定の方も当然いらっしゃいましたし、既に移転した方もいらっしゃいます。それから、市の方である程度想定した区域外ということで意向を示している方もございまして、先ほど申し上げましたが、残りの方についても再度意向を確認しながら、できるだけの対応をしてまいりたいということで考えてございます。実際の施策的なものを現状で示せないことを御理解いただければというふうに考えてございま

す。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

結局、現在の焦点は、意見書を出された方々の、区域外に住むところとして、東部道路の西側に住宅を、十分な住宅を作ってほしいという要望に対して、それは審議会としては、もっともな要望だというふうに受け止めているわけですね。これに対して、市としては、「そこに必ず作ります」という発言があると、一応この審議は完了するんですけど、そうでない状況だとすれば、⑤－⑥に関しては附帯意見を付けて、採択はしない格好でしょうけど、⑤－⑦に関しては採択または不採択の決定をすることになるというところが、現在の焦点に当たると思います。

そこで、再度お伺いしたいんですが、何としても西側に住宅用地を十分に確保してほしいという要望に関して、何らかの具体的な方針を示していただくと、この審議会としては大変何よりなんですけど、何らかの格好での御発言をお願いできますか。

○仁田委員 すみません、公務で遅れまして申し訳ございません。

今全般的に、また情報もずっと集めてきたんですけども、結局市の部長がお話しされたような意見では、当審議会としてなかなか、それを承諾して、不採択にするわけにはいかないというのが流れみたいなんです。ただ私から言わせると、やっぱり部長の上には市長がおられて、この雰囲気をもう一度市長にお伝えをし、それで市長の方の考え方が何かないか。多分、先ほど他の先生方もお話しされたとおり、意見書を採択をして、それで知事が命令を出すとなると、全国的に多分レアケースだと思うんですね。初めてのケースになるのかなと思いますので、大変、知事のそれに対する意見の出し方というのは地方自治にとっても大変厳しい、そういう状況になり得るわけですね。ですから、部長から再度、今遅れてきて申し訳ないんですけども、12時を過ぎたし、やはり再度協議をしてもらって、午後から。市長の、頑なな考え方であれば、我々としては採択をして、そして知事から然るべき措置をとってもらおうということになると思うので、その辺のぎりぎりの。あと、市自ら言っているけれども、いろいろ事業が遅れる。ただ私は、前の審議会でもお話ししたように、名取市が極端に遅れているわけではないんですよ、今一斉に進んでいますから。ですから方向付けさえ出れば、住民の皆さんの要望のいろんなことが取り上げられれば、私はそれなりに進むと。さっき他の方がおっしゃったけれども、やはり今後だって、いろんな、都市計画含めて、まだまだいろいろな計画、住民の皆さんの合意を聞く機会があるわけで、これで挫折をしてしまって、そのまま意見を通してしまったということになったら、逆に名取市自体も、今後進めるのに相当に難しい点が生じるということなんで、提案ですけども、是非もうちょっと時間をおいていただいて、今日の雰囲気を、部長から、多分ホットラインあるでしょうから、その辺で午後から新たなものが出せるかどうか、また事務局としてもそれにはやっぱり努力をしてもらって。僕らがレアケースだって、これは当然住民の皆さんの意向を聞けば、やらないてはならない場面もあるんです、これは当然。ただそこまで、突っ込むのかどうか含めて、その辺でいかがでしょうか。

遅れてすみません。3回謝りましたけれども。

○森杉議長 都市計画課長、これはどういうふうに判断したらいいでしょう。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事務局といたしましては、基本的には、採択すべきか否かをお願いしているわけでありまして、ただ、今の議論の中で、どうしても、やはり市長のお考えも含めて、もう一度お聞きしたいということであれば、それは、午後から、あるいは場合によっては継続か、ということもありうるかと思えます。御指摘のとおり、この意見書を採択するということは、修正命令をかけざるを得ないということになります。修正命令はおそらく、「東部道路の西側、若しくは区域外に団地を作ること」というような修正がかかると思われます。修正命令をかければ、当然のごとく、市はそれに対応せざるを得ないということになるかと思われます。それだけでもまず1か月以上はかかるということになるだろうと思えます。しかしながら、「東部道路の西側、若しくは地区外に団地を作ること」ということを命令しても、これは換地計画に基づいて、新たな地区を作ることになりますので、すぐどのくらいの規模でということ、まだ明言できません。おそらく土地区画整理事業の事業計画書に、一文そういうものが入るということでありまして。それをもって、これから具体的にそういう調整が始まるということになるかと思えます。また、この事業は既に、平成25年度の事業費がついております。それから、近々7次配分で、平成26年度事業費を要求してございます。これらについても、当然、事業計画の変更ということになれば、復興庁も含めて、当然7次配分については見合わせるということになりますし、もちろんそれは当然、事業計画の認可がないということになりますので。いずれ配分につきましては、7次配分の後には8次配分があるというふう聞いておりますが、いずれその部分については、平成26年度予算も確保できないという状況になります。平成25年度事業費が11億ほどこの地区はついておりますので、当面の間の事業は止まらないと思えますけれども、仮に採択になれば、現地再建の方々の御希望というものについても、ある意味、極めて後ろ向きな結論になるということもございまして、事務局といたしましては、結論ですが、審議会の中でもう少し、市長も含めて御意見をお聞きしたいということであれば、それはそういった形で処理していただいても結構であります。もちろんそれは、市の方がそういった対応ができるかという前提もあるかと思えますけれども、事務局といたしましては対応可能であります。

○森杉議長 皆さんいかがですか。

まず⑤-6に関しては、先程からおっしゃったような附帯意見を付けて、採択すべきでないという形の結論を出さざるを得ないと思っておりますが、それはそれでいいとしても、⑤-7の取扱いにつきましては、今のような具体的な御発言の内容に従って、どちらかにならざるを得ない面もあると。そういうことについての認識は、一致していると思えますが。

大変お答えにくいかわかりませんが、部長、この点はどうでしょうか。

○名取市震災復興部・大友部長 現在我々の方で、具体的な、このようなかたちで対応していきたいということは、本当に申し訳ございません、現状では申し上げられない状況にございます。我々の方としては、今回何とか認可をいただき、第7次の予算をいただきながらということ、これまで進めてきた経緯がございまして、これが非常に遅れるということになれば、我々もかな

り危機感を持っているところでございます。先ほどの、仁田委員の方からございました、継続して、市長の意向を確認したいということでございましたので、我々としても、日程等も含めて確認はしてみたいと思います。

○森杉議長 それでは、今のお話がございましたので、市長の方での確認をいただくために、一旦休憩に入りたいと思いますけれども、それによろしゅうございますか。それで、午後やるということでもいいですか。

○小野田委員 仁田委員から、クールダウンをおいた方がいいという、非常に貴重な御意見が出たのは私も賛成なんですけど、申し訳ないんですけども、業務で午後は欠席となりますので、意見だけ言わせていただきたいと思います。じゃんけんまで皆出していないのに僕だけ出してというのは、なかなか勇気が要りますけれども。

再三部長には申し上げていますが、時間を人質にしてというのは、それはちょっと辛い。この場では通らないというふうにお考えください。それは、前も申し上げたように、ここの委員の先生方、皆さん迅速な復興事業の推進を望んでおられます。そこに傍聴でおられる住民の皆さんも望んでおられるわけで、何故皆望んでいるのに先に進まないのかということ、やっぱり市のこれまでの進め方に問題があったということのはずです。それは、「何が問題でどうすればいいのか」というのを具体的に出してくれないと、やっぱり採択という方に傾かざるを得ないと思うんですね。でもそれは、仁田委員もおっしゃったように非常に重いことで、なかなか。まあ都計審での判断ですけども、そのインパクトを考えると、都計審というものの権限を大きく越えたことになるので、それはそういう権力の行使は、非常に我々としても躊躇するところなんです。その心情を慮ってちゃんと出してほしいのになかなか出してくれないのは、ちょっと困ったなと思っています。昼休みにいい結果が出ることを望んでいます。

が、私の意見としては、今言っていることと違いますけど、私は不採択の意見を持っています。ただし、非常に厳しい附帯意見を付けて、これまでのあり方を改めていただいて、然るべき組織、住民の皆さんの意見を調達する然るべき組織を作っていただいて。今までのやり方だとだめですよ。それからちゃんとした学識も、格好を付けて表面上の民意調達をやる人ではなくて、ちゃんとした見識を持った学識なり技術者をきっちり入れて、県と国と市と連携して、もちろん住民の皆さんとも連携して、ちゃんとやることを約束してくれるということを前提に、そういう附帯意見を前提として、インパクトの大きさを慮って、私は不採択の意見を持っています。まあでもこれは、いち平委員の意見ですので、昼休みを挟んで、委員の先生方からより高次の意見といいですか、決定が出ることを望んでやみません。

○桑原委員 すみません、私も午後参加できないものですから、今、一言だけ述べさせていただきますが。

市長さんに御意見を最終的に確認するというのは、大変、ちょっと一呼吸おく意味で大変貴重だと思います。今の議論ですと、災害公営住宅について西側移転というお話が出ていますが、実は、自宅再建の希望者が、やっぱり区域内に住みたくないという方が多数いらっしゃる。こちら

の方が僕は問題じゃないかなと。数からいっても。それで、市長さんに御意見を伺うのであれば、西側に公営住宅 100 戸をどのくらい増やすのかということ以外に、自宅再建希望者についても、どういう手当の方向があるのかということもお聞きしたいというふうに思っております。

私は、ちょっと結論は先送りさせていただきますが、いずれにしても採択あるいは不採択でも、非常に厳しい附帯意見あるいは建議というようなところだと思います。

(12:20 小野田委員，桑原委員が退席)

○森杉議長 それでは、休憩しましょうか。よろしゅうございますか。

再開は午後 1 時からでいいでしょうか。それとも後に回した方が。

○仁田委員 ひとついいですか。

部長。今、不採択の方もおられたけれども、我々は、採択しようという流れがこの審議会では、私がこんなことを言うのも失礼だけれども。方向性は、先ほど議長もお話しされたように。もうぎりぎりのところに来ているから、市長と連絡を取って、最終。採択して知事から、そこまで行く可能性もあるから。1 時間で大丈夫ですか。2 時間必要か、物理的に。

○名取市震災復興部・大友部長 お時間は、いただければ。

○森杉議長 それでは、午後 3 時からにしましょうか。

○内海委員 最初から市長が来るべきだった。

大体、昨年 3 月の審議会でも都市計画決定について審議したときに問題提起していたのに、今回の大幅な変更について一言の釈明もない。大体そういうことから始まって、これからちゃんとやりますとか、いろんなことを提案してこなければ、皆さん「うん」とは言わないんじゃないですか。

○森杉議長 それでは、別の案件が控えていますので、午後 1 時に予定どおり再開いたします。午後 1 時ですから、もう一度御参集ください。この案件につきましては、午後の段階で、別の案件を先に終わらせた後に、この案件について、引き続き審議の方向で入れるかどうかを確認いたします。それでは、午後 1 時に御参集ください。

(休憩)

午後 1 時 再開

(午後 1 時 伊藤委員, 東北運輸局・佐藤計画調整官(長谷川委員代理), 下山委員到着)

○森杉議長 それでは、午後 1 時になりましたので、審議を再開いたします。

事務局の方をお願いしたのですが、午後の審議に必要な資料が、どれとどれとどれを準備すべきかということが、ちょっと混乱していると思いますので、まずは、午後の審議に必要な資料のチェックをお願いします。

○事務局 (大宮技術補佐(総括担当兼企画調査班長)) それでは、事務局の方から、述べさせていただきます。

1 つめが、「第 167 回宮城県都市計画審議会議案書」。

2 つめが、右肩に「議案第 2294 号」と書いております、「第 167 回宮城県都市計画審議会議案書(別冊)」。「(別冊)」と書いてあるものです。

それと同じく、右肩に「議案第 2294 号」とあります、「第 167 回宮城県都市計画審議会参考資料(別冊)」。

それと同じく、右肩に「議案第 2294 号」とあります、「第 167 回宮城県都市計画審議会参考図面」。

あと、今お渡しいたしました、石巻市さんがお持ちいただきました、カラーコピーの「石巻市における主な復興事業の概要について」。

以上でございます。

議案第 2294 号 石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

○森杉議長 それでは、審議を再開いたします。

今資料のチェックをいただきました、議案第 2294 号「石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を議題といたします。

本議案は、閉上の議案と同様に、土地地区画整合法第 55 条第 3 項の規定により宮城県知事から付議されたもので、本審議会において意見書の内容を審査し、その意見を採択すべきか採択すべきでないかを議決するものです。

意見書の内容の審査については、土地地区画整合法第 55 条第 5 項の規定により、行政不服審査法に定める「処分についての異議申立ての審理」の手續に準じて行うこととなります。

行政不服審査法第 25 条第 1 項は、意見書提出者の申立てがあったときは口頭で意見を述べる機会を与えることとされていますが、今回は意見書提出者からは口頭陳述の申立てはありませんでした。

次に、議事の進め方です。

はじめに事務局から説明をしてもらいます。説明を事業の概要と、意見書の要旨の 2 部に分けることにしたいと思います。

次に、本議案は、被災市街地復興土地地区画整理事業に対して提出された意見書に関するものであることから、石巻市の復興の方針の考え方を確認する必要があるものと判断しました。このた

め、都市計画審議会議事運営規則第10条の規定により、石巻市復興事業部の阿部部長にお越しいただいております。事務局の議案の説明後、阿部部長に復興の方針の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

議事の進め方といたしましては、まず事務局による事業の概要と意見書の要旨の説明、そして阿部部長から復興の方針の考え方をお聞きしてから、意見を採択すべきか否かを議決したいと思います。

議事の進め方につきましては、このように考えておりますが、よろしゅうございますか。

閉上の件につきましては、これが終わった後、多分午後3時頃だと思いますが、その頃から再開いたします。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは、そのように進めさせていただきます。

報道機関の方々にお願いします。議事整理の都合上、テレビカメラ等による撮影は、事務局による説明までとさせていただきます。事務局説明後は、撮影を止めていただくようお願いします。それでは、事務局から議案及び事業の概要について説明願います。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第2294号「石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」、これについて御説明申し上げます。

はじめに、先ほども申し上げましたが、本議案に関する説明資料を、もう一度御確認をお願いします。

資料右上に議案第2294号と記載された資料がひとつであります。それから、「議案書（別冊）」、「参考資料（別冊）」、「参考図面」であります。

それでは、「議案書（別冊）」の2ページを御覧ください。

本議案は、「石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業」の事業計画に対して提出された意見書について御審議いただき、この意見書を採択すべきか、又は採択すべきでないか。これを議決していただくものです。

次に、「参考資料（別冊）」であります。その1ページを御覧ください。

事業計画決定の手続についてあらためて、御説明申し上げます。

市町村施行の土地区画整理事業の事業計画決定に係るフロー図を載せてございます。まず、施行者であります市町村、この場合は石巻市でございますが、2週間、事業計画の案の縦覧を行い、これに対して意見があれば、利害関係者は知事に意見書を提出することができるとなっております。意見書が提出された場合、知事は、県都市計画審議会に意見書を付議することになりました。本件の場合、フロー図に括弧書きで日付けを記載しておりますが、石巻市が平成25年8月6日から8月19日までの2週間、事業計画案を縦覧に供しまして、所定の期間内に利害関係者から意見書が提出されましたので、平成25年9月27日付けで本審議会あて意見書を付議させていただきます。

本審議会におきまして、「意見を採択すべきである」と議決された場合には、知事は施行者である石巻市に対しまして、事業計画の修正を求め、縦覧からやり直すということになります。「意見を採択すべきでない」と議決された場合には、知事は意見書提出者にその旨を通知し、設計の概要に問題がなければ、知事の認可を経て事業計画が決定されるということになります。

次に、石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業の概要につきまして、御説明申し上げます。同じ資料の2ページを御覧ください。

事業の名称でございますが、「石巻広域都市計画事業石巻市下釜第一地区被災市街地復興土地区画整理事業」、施行者は「石巻市」でございます。

施行地区の位置でございますが、これは「参考図面」の方を御覧いただき、その1ページでございます。1ページの位置図を御確認ください。都市計画決定と同じ区域の「12.1ha」で土地区画整理事業を実施することとさせていただきます。

施行期間は「平成25年度から平成29年度」、この5年間を予定しております。

ここでまた「参考資料（別冊）」の2ページへお戻りいただきたいと思っております。

法的な手続でございますが、平成25年3月29日に、土地区画整理事業の区域の都市計画決定をしてございます。

平成25年8月5日に事業計画縦覧の公告を行いまして、8月6日から8月19日まで縦覧した結果、1件、1名の住民の方から意見書が提出されました。後ほど詳細に御説明いたしますが、主な意見の内容としましては、「以前の公園をもとどおりに復活させてほしい。」「被災した市民が自立できるよう、事業実施に伴う減歩、あるいは清算金を無くしてほしい。」というような意見が寄せられております。

また、施行規程につきましては、市議会におきまして6月24日に議決されまして、翌日の25日に公布されております。

次に、3ページを御覧ください。

都市計画決定状況につきまして御説明いたします。当事業区域全てがいわゆる市街化区域となっておりまして、用途地域、いわゆる色塗りでございますが、用途地域は準工業地域に指定されております。都市施設といたしまして、「3・4・40号釜大街道線」が都市計画決定されておりました。当地区は平成23年9月12日に石巻西部地区被災市街地復興推進地域に指定されております。

次に、設計の概要について御説明いたします。「参考図面」の2ページ、この市街化予想図も併せて御覧いただきたいと思っております。

まず事業の目的といたしましては、東日本大震災の津波により被災した当地区について、多重防御による災害に強いまちづくりを目指し、地域の安全性と利便性に配慮した道路網の配置など、安全安心で秩序ある市街地の形成を図ることを目的としております。

計画概要につきましては、総事業費が23億3千2百万円。減歩率は17.19%。括弧書きは、いわゆる減価補償金相当額でもって先行買収した場合の減歩率であります。将来人口は800人ということとございまして、ヘクタール当たり66人ということになってございます。

次に、設計内容の概要について御説明いたします。

当地区の西側に隣接いたします「石巻工業港曾波神線」、今後整備される南側の「門脇流留線」、

区域内北側の「釜大街道線」の幹線道路を根幹といたしまして、地区内の補助幹線道路や区画道路を避難路として整備するとともに、街区公園につきましては誘致距離を考慮して配置し、住宅地としての有効活用を目指した街区設計を行うこととしてございます。

土地利用計画につきましては、当地区南側に隣接いたします高盛土道路でございます、「門脇流留線」から北側の釜・大街道地区一体を住居系ゾーンとして位置づけておりまして、より安全で秩序ある住宅地として計画することとしております。なお、「参考図面」2ページの市街化予想図に記載のとおり、地区北東部8,000㎡の敷地に災害公営住宅80戸を予定してございます。

次に、「参考資料(別冊)」の4ページ、公共施設の整備計画につきまして御説明いたします。

道路は、地区内北側に幅員16mの「釜大街道線」を整備するとともに、避難路として幅員10.5mの区画道路を東西、南北方向に整備し、8m～4mの区画道路を段階的に配置することとしてございます。

公園は、誘致距離等を考慮いたしまして下釜第一町内会の中心となります南東部と公営住宅の北側の2ヶ所に計3,700㎡配置して、地区面積の3%を確保する計画としてございます。

公益的施設につきましては、地区中央部に新設の保育所用地を確保することとしてございます。また、地区内の宅地の高さは、既存の宅地高及び道路計画、排水計画を考慮した整地計画としてございます。

供給処理施設といたしましては、上水道を公共施設計画に併せて整備するとともに、電気、電話につきましても道路計画に併せまして移設、新設を行うこととしております。

事業計画の概要に関する説明は以上であります。

○森杉議長 御質問はございませんか。

[「なし」と発言する者多数あり]

○森杉議長 よろしいですか。

それでは引き続き、意見書の要旨につきまして御説明をお願いします。

○事務局(櫻井都市計画課長) それでは、「意見書の要旨」につきまして御説明申し上げます。

意見書につきましては1通、1名の方から提出されております。

「議案書(別冊)」の3ページをお開き願います。意見書の写しであります。

資料では、提出者のお名前、住所等の個人情報伏せておりますけれども、本事業の施行地区内にお住まいだった方でありまして、意見書を提出できる、いわゆる利害関係者であることは事務局で確認してございます。

この意見書の中で提出者が主張されている事項、6点でございますが、これを「要旨」として抜粋させていただきました。

「参考資料(別冊)」の5ページでございます。5ページをお開きください。

意見書から抜粋した6点の「意見の要旨」につきまして、事務局による事実確認の結果及び見解を記載してございます。(1)から順番に御説明いたします。

(1) につきましては、事業計画書の複写拒否。コピー拒否ですね。これについてであります。

意見の内容は、事業計画書の縦覧の際、窓口で計画書のコピーを断られたという市の対応を問題視するものであります。

この点について市に状況を確認しましたところ、提出者に限らず、どなたに対しても縦覧書類の複写はお断りしているとのことでありました。

縦覧とは「自由に閲覧ができればよい」とされておりますので、法的手続そのものには違法な点はないものと考えておりますが、住民への説明の姿勢に関する意見といたしまして、意見の趣旨を市に申し伝えることとしたいと考えてございます。

次に(2)の公園の位置についてであります。

意見の内容につきましては、「以前の公園をもとどおりに復活させてほしい。地区の端に移設される西側の公園は、3階建ての県営アパートの北側で、日当たりも悪く、西風がまともに当たるような所である。」というようなものであります。

ここで、参考図面の3ページをあわせまして御覧いただきたいと思っております。参考図面の3ページであります。

意見書提出者が言います「以前の公園」といいますのは、図面の中央付近にある「既設公園1」をいまして、「西側の公園」とは、やや左上にあります「2号公園」、これを指しております。

石巻市の公園配置の考え方ではありますが、市では、地区の南東の角にあたります「1号公園」に防災機能を持たせる計画としてございまして、地区の南側に接する県道「門脇流留線」、これがいわゆる高盛土構造の緊急輸送道路となっておりますことから、これに接する位置に「1号公園」を配置することで、緊急時におきます物資の一時的な集積所として活用する、というふうにご考えてございます。さらに、街区公園の標準的な誘致距離が250mという基準がありますことから、「1号公園」への誘致距離を勘案いたしまして、地区の反対側である北西の位置に「2号公園」を配置することとさせていただきます。また、意見書提出者が主張します「大人の目の届きやすさ」につきましては、県営住宅に面しているなど、市としては、むしろ目の届きやすさを重視して配置しているほか、「日照」の状況につきましても、3階建ての県営住宅とは約10mの距離があり、さほど近接しているわけではないというような状況となっております。なお、公園の配置計画については、市は平成25年7月27日に開催されました「下釜第一町内会まちづくり全体会議」において説明しており、当時、反対意見は出なかったということのようであります。

事務局の見解といたしましては、地区内の公園の合計面積は、基準、区画整理事業の場合は地区内の3%以上を確保すること、とこういった基準がありますが、こういった基準を満たしておりますし、個々の公園の配置につきましても、標準的な誘致距離、街区公園等については250mという基準があるんですが、こういった誘致距離を勘案して配置されていること、日照につきましても、公園としての利用を阻害するほどの日照不良を生じるとは考えられないこと、地域の住民の目の届きやすさにつきましても確保できると思われまことから、公園の配置計画に特に問題はないというふうにご考えてございます。

次に、(3)の保育所の位置であります。

意見の内容は、「保育所の位置について、現計画の位置は三ツ股で最も被害が大きかった場所で、

親御さん達は預けようとはしないと思うので、もっと北側の、災害公営住宅の後ろにすべき」というものであります。

ここで、参考図面ではありますが、この5ページを御覧いただきたいと思います。

これは、下釜第一地区の震災前の航空写真であります。図面中央付近に「保育所予定地」と記載してございます。次の6ページが被災直後の写真でございまして、見比べていただきますと、建物の流失状況が御確認いただけるかと思います。「保育所予定地」の南側、特に地区外では多くの建物が流失しておりますが、「保育所予定地」には残存建物も見られる状況であります。市の認識といたしましては、地区全体に大きな被害を受けているものであり、「保育所予定地」だけが特段被害が大きかったというものではないとのことであります。

この保育所は、市の「市立保育所再配置計画」において、現地での再開が困難な門脇保育所を移転新築するというものであります。

ここで、参考図面の8ページですが、これを御覧ください。これは、市が計画しております津波防御対策についてであります。それにつきまして御説明いたします。

図面の左側、中央のやや下に黒い線で囲んでおりますが、これが下釜第一地区であります。津波防御対策といたしましては、海岸線に赤い線で記載しております防潮堤、いわゆる一線堤ですね。これを一線堤といたしまして、T.P. 7.2 m～3.5 mで整備いたします。さらに、下釜第一地区の南側に隣接して東西に延びる青色の線、これがいわゆる二線堤となる高盛土道路、都市計画道路の「門脇流留線」であります。これらの多重防御によって安全を確保した上で、二線堤より南側は「非可住地」として産業系の土地利用とし、二線堤の北側において住居系の土地利用を行う計画であります。津波シミュレーションの結果を参考図面の9ページに載せてございますが、いわゆる今次津波、最大クラスのL2津波であっても、下釜第一地区への浸水はないという結果になってございます。なお、保育所の位置につきましても、住民説明の結果、反対意見はなかったとのことでありました。

事務局の見解といたしましては、市の計画する多重防御は合理的なものでありまして、津波シミュレーション結果でもその安全性が確認されておりますことから、保育所の計画位置を変更する必要はないのではないかと考えてございます。

次に、(4)の「事業実施に伴う負担軽減について」であります。

意見の内容は、「被災者にとって、区画整理事業に伴う減歩や清算金といった負担は耐えがたいものであり、事業を行うのなら負担ゼロで行ってほしい」というものであります。

事実関係といたしましては、まず本地区において土地区画整理事業を行うことが平成25年3月29日付けで石巻市により都市計画決定されていること、事業計画において道路などの公共施設を生み出すために17.19%の公共減歩が行われること、事業費を賄うための保留地は設定していないので、保留地減歩、いわゆる事業費の確保のための減歩ですね、この減歩率がゼロであること、公共減歩率を軽減するために市が先行買収を行う計画であり、実質的な減歩は17.19%から6.87%まで軽減されていることがあります。

事務局の見解といたしましては、まず、当該区域で土地区画整理事業を行うことは、既に都市計画で決定された事項でありまして、都市計画決定済みの事項について意見書を提出することは法律上認められないため、この地区で区画整理事業を行うべきでないという主張はできない、と

いうこととなります。

事業に伴う負担に関してでございますが、区画整理事業においては地区内の宅地の総価格が増進することが認められ、その範囲内での減歩はやむを得ないというものであること、事業費にしましては主に復興交付金が充当され地権者の負担がないことから、過大な負担を強いる計画とはいえないものと考えております。

また減歩率に関しましても、公共減歩率は17.19%となつてございますが、市が地区内の土地を買収することによりまして実質的な減歩率は6.87%まで軽減される計画であり、石巻市内の他の現地再建型の土地区画整理事業と比較しても、実質減歩率ではほぼ同等となっておりますので、問題はないものと考えてございます。

なお、清算金は換地の価値の不均衡を是正するために徴収・交付されるものでございまして、事業に伴う負担には当たらないものと考えております。

次に、(5)の「権利者情報の開示等について」であります。

意見の内容でございますが、この方が反対意見をまとめて市に要請するために、市に地権者の連絡先の提供や他の地権者への伝言をお願いしたが、これを断られたというものであります。

事実関係を市に確認したところ、他の権利者の連絡先については個人情報保護のため、他の地権者への伝言については市が特定の個人に協力する行為は難しいという理由から、これをお断りしたと伺っております。

事務局の見解といたしましては、事業計画に対する意見ではなく、市の住民への対応に関する事項でありますので、御意見の趣旨を市に申し伝えることとしたいと思っております。

次に、(6)の「地権者への説明について」であります。

意見の内容は、「事業に賛成する方は、事業によるメリット、デメリットという正しい情報を与えられた上で判断しているのか」というものであります。

事実関係といたしましては、市は、資料の中段に記載してありますとおり、説明会やアンケート調査を実施しており、平成25年3月に実施した「区画整理事業に関する意向調査」では、区域内の土地所有者の85%が「区画整理事業に協力できる」と回答しており、「協力できない」と回答したのは3.9%、人数では8名でありました。

事務局の見解といたしましては、市は、平成24年6月23日の全体説明会において、事業に伴って減歩や清算金が生じることを説明した上で意向調査を行っており、説明に問題はないものと考えておりますが、民有地の権利異動を伴います区画整理事業においては、特に丁寧な説明や意向の把握が重要であることから、今後も十分留意して事業を進めていただきたいと考えております。

なお、市では、意向調査での反対者8名に対しましては、仮換地指定などの事業の節目で個別に話し合いを行うなど、事業への理解を求める努力を続けていきたいとしております。

以上で「意見書の要旨」に関する説明を終わります。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

○森杉議長 それでは今、県の方から、事業の内容の御説明と意見書の要旨についての御説明をいただきました。この点につきまして、当面御質問等ございましたらどうぞ。

○仁田委員 一言、感想を申し上げたいと思います。それは、この「意見書に関する事実確認結果」。最初に、名取の場合に、採択不採択という最終意見まで出したので私は反発したんですけども、今回は当局の考え方としてその部分は削除してもらったので、やはりこういうふうにするべきというのが、本来の我々の審議会だと思いますので。ありがとうございました。中身についてもいいですか。

○森杉議長 どうぞ。

○仁田委員 じゃあお話ししますけれども、防潮堤がL2。これはよく、気仙沼地区とかいろいろなところで防潮堤が高すぎるという議論があったんですけど、私の地元ではそういう議論がほとんどなく、今日もちょっと現場でお話をしたら、「もうちょっと高くてもいいな」というのが菖蒲田地区からあったものですから。逆にいうと、L1からL2にした最初の理由。それで、私はこの意見については不採択で構わないと思うんだけど、その辺はどうですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） まず、防潮堤の高さは、L2対応ではなくL1堤で対応してございます。それから多重防御による門脇流留線の高さについては、今次津波のようなL2対応ということであります。この防潮堤の高さについては、まず、L1堤の防潮堤につきましては、石巻については、「高さが高い」でありますとか、「もっと低くしろ」とかいう議論はなかったように記憶してございます。それから、多重防御のL2堤の高さであります。これはやはり皆様被災した経験もございまして、市の方も、今回の場合は、漏らさないといえますか、そういった高さで、地元の方も高さについては気にされていて、「低くしろ」というような意見は全くありませんでした。今の高さで概ねといいますか、いろいろ個別な意見はあるんですけども、これは県が施行する都市計画道路であります。高さについては理解を得ているというふうに思っております。

○仁田委員 僕も方向性としては。特に石巻地区。ここは大変なふれこみという、静穏度を守るものでさえ今でも大変なので、やはりいろんな低気圧、それから台風等々。昨日の現状なんかはものすごかったですよ。26号かな。だからああいうものを見ると、当然L2でも構わないだろうと。やっぱり地元の意見についてはがちり入れてもらって、話をする。そういう方向で結構だと思います。

○森杉議長 他に御質問ございませんか。

ただいまから、石巻市の阿部部長さんに御説明をいただきますけれども、当面、県の方の説明に関して質問がなければ、部長さんに御説明をいただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは、石巻市復興事業部の阿部部長に石巻市の復興の方針の考え方をお聞きしたいと思います。阿部部長、発言者席の方をお願いいたします。

(石巻市復興事業部・阿部部長、発言者席へ)

○森杉議長 復興の方針の考え方について、御説明をよろしくをお願いいたします。

○石巻市復興事業部・阿部部長 石巻市復興事業部長の阿部といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御説明させていただきます。

まず、本市の復興の方針についてであります。平成23年12月に石巻市震災復興基本計画を作成しており、復旧・再生を乗り越える新たな産業創出や減災のまちづくりなどを推進しながら、快適で住みやすく、市民の夢や希望を実現する新しい石巻市の創造を目指し、3つの基本理念を掲げております。

まず、基本理念の「1」として、「災害に強いまちづくり」でございます。多くの市民や電気・水道などのライフラインが被災した今回の震災の教訓を踏まえ、単なる復旧にとどまらず、防災基準、防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくりを念頭に、新たな視点で描いたまちを構築するとともに、ライフラインの補完や快適な生活空間として、新エネルギーを活かしたまちづくりを目指すこととしております。

次に基本理念の「2」として、「産業・経済の再生」でございます。基幹産業である紙・パルプ製造業、肥飼料製造業、鋼板製造業及び食を支える重要産業である農林水産業などが壊滅的な被害を受けた中、今後の産業の連携・融合も含めたあり方を検討し、復旧・復興を促進するとともに、地域資源を活かした産業振興基盤づくりを図ることとしております。

最後に基本理念の「3」として、「絆と協働の共鳴社会づくり」でございます。人と人の結びつき、絆を大切にするとともに、市、地域、企業、大学、NPOなどが総力を結集し、新たなまちづくりに向かって共鳴しながら、豊かで支え合う地域社会の構築を図ることとしております。

復興に当たりましては、3つの基本理念を柱に、復旧期や再生期、発展期を経た概ね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定めております。

次に、土地利用の方針なんですが、住居系、土地区画整理事業と高盛土道路の関係について御説明いたします。本市が甚大な被害を被った地震後の津波襲来を最重視し、津波の直接被害や間接被害、避難所等防災上の課題を踏まえるとともに、これまで本市が抱えてきた課題である人口減少や高齢化の進行、コミュニティ機能の低下、経済活動の低迷や環境問題に鑑み、各地域の個性を活かし、またネットワークを強化し、市内全域の均衡ある発展を図るため、災害に強く安全安心でコンパクトなまちづくりのための土地利用を図るべく、今後想定される津波・高潮から人命や財産を守るため、数十年から百数十年に1回程度発生が想定される津波、レベル1に対しては、海岸防潮堤や河川堤防により市街地の防御を目指しております。しかし、今後想定される最大級の津波、レベル2に対する完全防御は困難であり、防潮堤の他、堤防機能を有する高盛土道路や防潮林を整備することにより津波の減勢を図ることとしています。また、高台の避難路や避

難ビルの確保などトータルで安全性を確保する多重防御により、災害を最小限にとどめ、減災を図ることとしており、下釜第一地区のように高盛土道路から内陸部のエリアについては、住民の意向を踏まえ、土地区画整理事業を中心に公営住宅の整備などにより早期住宅の開発と良好な住環境の創出を図るべく、下釜第一地区以外にも湊北、湊東、新門脇地区の3地区について土地区画整理事業を進めており、この3地区については既に9月19日に事業認可を受けているところであります。

次に、海岸堤防と高盛土道路に囲まれたエリアの土地利用については、安全度の観点から、平成24年12月に災害危険区域に指定し、原則非可住地とし、防災集団移転促進事業による移転後に、公園等の整備とともに、高盛土道路による交通の利便性を活かし、石巻港を活用する製造業等の集積や石巻漁港を活用する水産加工業等の集積を目指した本市の産業集積ゾーンとして地域経済復興を図るべく土地区画整理事業を進めるとともに、本市の中核となる産業の再生と活性化が急務であることから、浸水区域外に企業誘致を図る土地利用を推進しています。また、防災集団移転促進事業により移転を余儀なくされる被災された方々の受け皿として、被災リスクの極めて低い場所へ新たなまちづくりを図るため土地区画整理事業を進めており、造成工事等に着手し、本年度から工事が本格化してまいります。

以上が、本市の復興における土地利用の方針であります。

○森杉議長 ありがとうございます。それでは皆様方から、阿部部長に対して御質問ございましたら、どうぞ。

○仁田委員 基本的には、さっきの防潮堤の話と高盛土道路。これは、今の時点での最高の施設整備だと思うんですね。ですから、市のやっている方向性については、私は異議はありません。

○森杉議長 ありがとうございます。

県の方の御説明に対する質問もありましたら、どうぞ、御一緒に。

ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

(石巻市復興事業部・阿部部長、傍聴人席へ)

○森杉議長 では、阿部部長への御質問を終了いたします。

それでは、意見書の意見を採択すべきかどうか、審議に入ります。御意見ください。

おそらく、基本的には、知事の命令に従って修正を促すような、採択をするというかたちのものは、これはありえないと。この場合は、基本的には不採択なんですけれども、補足説明とか、これと連動して、感想・御意見等も歓迎いたします。

いいですか。

おそらくこの意見書の中では、公園が適正な配置であるかどうかということが一番問題点かなと私は思っておりますけれども、この点につきまして、公園の図面を見ますと、他の地域とのア

アプローチも兼ねて、適当にうまく、均等に作ってあるように思いました。

○事務局（櫻井都市計画課長） この公園，それから保育所。この2点については，法律的に見れば事業計画の内容そのものでありますので，採択の余地はあるわけであり，法律的には。ただこの内容については，これから市が具体的に計画を煮詰めていきますし，また皆さんと意見交換をしていくのだらうと思えますし，これをもって修正を求めるといのはなかなか，そこまでではないかなというのが事務局の見解であります。

○森杉議長 不採択は不採択でいいですね。

補足意見とかいうかたちの方向については，御意見ありませんか。よろしゅうございますか。それでは，お諮りいたします。

採択すべきでないとするに御異議はございませんか。補足意見もないということでよろしゅうございますね。

[「なし」と発言する者多数あり]

では，ありがとうございました。御異議ないものと認め，採択すべきでないと決定いたします。

議案第 2295 号 特殊建築物の敷地の位置について

○森杉議長 それでは次の議案にまいります。次の議案は，議案第 2295 号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。

事務局から議案の内容を説明をお願いします。

○事務局（千葉建築宅地課長） 建築宅地課長の千葉です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

議案第 2295 号を説明します。

議案書 4 ページをお開き願います。

本議案は，建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定により，特殊建築物，今回は具体的には，産業廃棄物中間処理施設の敷地の位置について，御審議いただくものです。

次のページを御覧ください。御審議いただく施設の概要が記載されておりまして，施設の名称は「産業廃棄物処理施設」，建築主は「多賀城市山王字山王三区 63 番 草刈建設株式会社 代表取締役 草刈則夫」でございます。敷地の位置は「多賀城市宮内一丁目 95 - 1 番他 10 筆で記載のとおりでございます。敷地面積は「5,058.88 m²」になっておりまして，用途地域は「工業専用地域」でございます。

当該建築主は，これまで移動式の破碎施設により，排出現場に行きまして破碎処理を行っておりましたが，震災後のがれき処理の需要の増加などから，今回，場内に廃棄物のストックヤードを確保するとともに，建屋内に破碎施設を固定して処理を行うこととしたため，建築基準法第 5

1条第1項ただし書きの規定による許可が必要となったものです。

次に「建築物」の欄を御覧ください。用途は「産業廃棄物中間処理施設」で、工事種別は「新築」となります。

「構造、規模等」の欄にあるとおり、敷地内の建築物は①と②の2棟になります。それぞれ、用途、構造、階数、延べ面積は記載のとおりです。このうち、①の作業所、延べ面積182㎡において産業廃棄物の処理を行うものです。

次の処理施設の処理内容及び処理能力は「産業廃棄物中間処理」で、がれき類としてコンクリート片を1日あたり608t、破砕機による破砕処理を行い、再生砕石として供給するものです。

がれき類については、処理能力が1日あたり100tを超える場合に許可が必要となるものです。

次に、議案書の6ページをお開き願います。

左半分の位置図を御覧願います。

中央の白い部分が仙台塩釜港仙台港区となっており、申請位置はその北側に位置し、図面中央の赤く塗りつぶした範囲となっており、用途地域は青く着色されている工業専用地域であり、住宅の建築が禁止されております。

敷地の周囲は工業地帯であり、また、津波による被害を受けた地域です。多賀城市の復興まちづくりにおいては、現地再建を基本として、今後も工業地帯として既存企業の早期再建や新たな企業誘致を図ることとしております。

また、敷地周囲には文教施設、医療施設等はなく、約1km離れた県道仙台塩釜線より北側に小学校や医療施設が立地しております。

次に右上の付近見取図を御覧ください。

申請敷地の周辺は、被災したものの、徐々に既存の企業の再建が進んでおります。また、赤線で囲まれた部分が敷地の範囲であり、臨港道路区画第10号線に接道しております。

次に右下の配置図を御覧ください。

赤で囲まれた範囲が申請敷地で、門型となっております。敷地周囲には、高さ3mから4.5mの鋼板で囲いを設置する計画となっております。建築物は、①が作業所、②が事務所の2棟であり、このうち作業所で破砕処理を行うものです。作業時間は午前8時30分～午後5時30分となっております。

申請敷地への出入口は、南側の臨港道路区画第10号線からとなっております。産業廃棄物の搬出入としては、当該建築主の受注した工事や多賀城市及び周辺市町村のがれき類を貨物トラックで当該施設に集めまして、破砕処理し、建築主の受注した工事や周辺の公共事業に再生砕石として出荷いたします。搬出入するトラックは1日あたり10t車6台、4t車4台の計10台程度を見込んでおり、搬出入の時間は午前8時30分～午後5時30分までとなっております。搬出入の主なルートといたしましては、隣港道路区画第10号線から市道多賀城工場線を介しまして県道仙台塩釜線に至る経路などを予定しているところでございます。

次に、当該施設の環境対策について説明いたします。

まず、破砕処理は建屋内で行われますので、大気汚染や飛散のおそれはございません。

騒音防止、振動防止については、工業専用地域であること、また、規制対象の施設ではないことから、法的な規制はございません。

水質汚濁防止については、がれきの破碎工程において、水を使用しません。搬入車両の洗車後の排水は、油分離槽で処理後、多賀城市管理の水路の接続柵に放流する予定となっております。

また周辺住民への説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づいて、その対象範囲を多賀城市と協議いたしまして、工業専用地域であることから、行政区長のみでの説明ということの要請がありましたので、説明を実施したところ、特に意見はございませんでした。

当施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条第1項の規定に基づく設置許可が必要であり、9月17日付で塩竈保健所に申請がされております。

最後に、立地する多賀城市からは、市の総合計画、都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答は得ております。

以上で説明を終わります。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 それでは、審議をお願いいたします。

○仁田委員 私の地元でもありますし、私は、今回、がれき処理が全てのエリアで27年くらいでみんな終わってしまう。その後の処理場をどうしたらいいか、大変私は危惧をしております。リサイクルできる処理場は、やっぱり当然必要だし、市町村、特に沿岸部は、必ず必要なんですね。ですから私からいわせると、全く時宜を得て、リサイクルもやるということなので、異議はありません。逆に、積極的に進めたい方であります。

○森杉議長 ありがとうございます。

どうぞ皆さん、御意見ください。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第2295号につきまして、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

よろしゅうございますか。

御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2296号 特殊建築物の敷地の位置について

○森杉議長 お疲れのところですが、もうひとつありまして、議案第2296号、同じく「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。

事務局から議案の内容の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（千葉建築宅地課長） 議案第2296号について、同じく「特殊建築物の敷地の位置につい

て」御説明いたします。

議案書の7ページを御覧ください。

本議案は、特殊建築物、具体的には、産業廃棄物中間処理施設の敷地の位置について、変更の内容を御審議いただくもので、建築基準法第87条第2項の規定により準用する同法第51条第1項ただし書きの規定によるものでございます。

次のページをお開き願います。御審議いただく施設の概要を記載しております。

施設の名称は、「産業廃棄物処理施設」で、建築主は「埼玉県熊谷市万吉2643番地の1 株式会社 国分商会 代表取締役 椎名仁郎」です。敷地の位置は「柴田郡柴田町大字船岡字山田1番3-35号」です。敷地面積は「2,271.37㎡」、用途地域は同じく「工業専用地域」となっております。

当施設は、一般廃棄物のタイヤ、すなわち消費者がタイヤ販売店を通じて排出するタイヤの処理施設として、平成24年10月10日付けで許可を取得しております。今回は、産業廃棄物である運送業者から排出されるタイヤも処理することを予定していることから、今回の許可が必要となったものです。

次に「建築物」の欄を御覧ください。用途は「産業廃棄物中間処理施設」で、工事種別は「用途変更」となります。

「構造、規模等」の欄にあるとおり、敷地内には①及び②の2棟があります。それぞれの用途、構造、階数、延べ面積は記載のとおりで、①の作業所兼事務所において、一般廃棄物に加えて、産業廃棄物のタイヤを処理するものです。

次の、処理施設の処理内容及び処理能力は「産業廃棄物中間処理」で、廃プラスチック類、具体的には廃タイヤを1次破碎で1日あたり160t、2次破碎で1日あたり112t、破碎機による破碎処理を行うものです。

1次破碎と2次破碎で破碎の粗さが異なるもので、最終的に2次破碎で15cm程度に破碎されることとなります。

廃プラスチック類については、破碎処理能力が1日あたり6tを超えた場合に許可が必要となるものです。

次に、議案書の9ページを御覧ください。

左半分の位置図を御覧ください。

図面中央にJR東北本線船岡駅がございます。申請位置は図面下の赤く着色された位置にございまして、角田市と柴田町の境にある船岡工業団地の中に位置しております。用途地域は青色の工業専用地域であり、住宅の建築が禁止されております。

敷地周囲には文教施設、医療施設等はなく、最も近い施設でも、西側に西住小学校がございまして、700m程度離れております。

次に右上の付近見取図を御覧ください。

船岡工業団地には各種工場が立地しておりまして、団地内を横断している町道が八入13号線となります。赤線で囲まれた部分が敷地の範囲であり、八入15号線で、13号線に接道しております。

次に右下の配置図を御覧ください。

赤線で囲まれた範囲が申請敷地で、建築物は①作業所兼事務所、②便所の2棟あります。この

うち①で破砕処理を行うものです。操業時間は午前6時から午後10時までとなっております。

申請敷地の出入は、北西の幅員約6mの町道八入15号線からとなります。廃棄物の搬出入としては、当該建築主は収集運搬業の許可事業者でもあり、県内のタイヤ販売店や運送業者から排出される廃タイヤを自ら貨物トラックで当施設に集め、破砕処理し、秋田県や兵庫県の製紙工場や製鉄工場へボイラーの燃料として出荷いたします。搬出入するトラックは1日当たり最大15台、搬出入の時間は午前8時から午後6時までとなっております。主なルートは、工業団地内を抜けて、県道白石柴田線を経由して国道4号に至り、東北縦貫自動車道の白石インターチェンジや村田インターチェンジなどを利用するものです。

次に、当該施設的环境対策について説明いたします。

まず、破砕処理は建屋内で行われることから、大気汚染や飛散のおそれはありません。

騒音防止、振動防止については、工業専用地域であること、また、規制対象の施設ではないことから、法的な規制はございません。

水質汚濁防止については、廃プラスチック類の破砕工程において、水は使用いたしません。

悪臭防止については、処理が建屋内で行われること、また、破砕処理の工程では焼却、熔融は行わないことから、発生の恐れはありません。

周辺住民への説明については、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、その対象範囲を柴田町と協議した結果、住宅の建築が規制されている工業専用地域であるため、敷地から100m以内の事業者への説明を求められまして、実施して、特段の意見はございませんでした。

また、当施設は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条第1項の規定に基づく設置許可の必要があり、既に8月8日付で保健所に許可申請を提出しております。

最後に、立地する柴田町からは、町の総合計画、都市計画等に基づく土地利用上支障がない旨の回答は得ております。

以上で説明を終わります。

御審議の程よろしく願いいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。委員の皆様方、御意見・御質問並びに御審議の程お願いいたします。

○仁田委員 地元の柴田町、それに付近の工場群から意見がなかったということなので、概ねいいのかなと思いますけれども、営業時間は朝6時から何時までといたしましたか。

○事務局（千葉建築宅地課長） 夜の10時までと。

○仁田委員 例えば朝の6時から10時まで、もしやるとしたら、付近住民、やっぱりこの時間帯はまだ寝ている。また夜は就寝する時間帯なので、その辺、柴田町なり付近の方から、そのときは営業時間もお話ししたんでしょうから、その辺の経過も説明してください。

○事務局（千葉建築宅地課長） 営業時間についても説明しておりますが、周辺が住宅が禁止されている工業専用地域ということでして、営業時間に関するリクエストはございませんでした。ただ、マックスの時間で書いておりますので、常日頃から夜の10時まで機械を回すということではなく、通常の、8時半から5時半というような処理になると思われま

○仁田委員 この営業時間、結構長いので、マックスということなんだけれども、いずれ、やっぱり付近からいろんなお話が出ないように、朝6時といいますとほとんどまだ就寝している状況でもあるし、夜というとは逆に就寝始める時間でもありますから、まあ悪臭もないということなので許可は構わないと思うんですけれども、その辺の配慮はしてください。どうですか。

○事務局（千葉建築宅地課長） 許可に当たって、事業者の方に申し伝えます。

○森杉議長 他にどうぞ。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第2296号、これを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 御異議ないものと認め、本案件につきましては、原案のとおり承認することといたします。

以上で、午後に用意していた審議案件は一応終わったんですけれども、残る継続審議の問題はただいまから行いますが、休憩を取ります。

○事務局（櫻井都市計画課長） すみません。休憩の前に、ちょっと議事を中断していただけますでしょうか。

○森杉議長 それでは、議事を中断いたします。

（14時3分～14時5分 議事を中断）

○森杉議長 それでは、お諮りいたします。

今、事務局からのお話ですと、佐々木市長、午後3時ですとここにおいでいただけるということでありますので、午後3時に再開いたします。ちょっと時間がありますが、皆様少しゆっくり休憩いただきまして、午後3時に再開いたします。

それでは、休憩にいたします。

(休憩)

午後 3 時 再開

議案第 2293 号 仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

○森杉議長 それでは、審議を再開いたします。

佐々木市長もおいでいただいております。再開に当たりまして、午前中にお話しいただいたように、佐々木市長においでいただいて、東部道路の西側に住宅地を作っていくという案についての御意見を伺うということになっておりました。そういうかたちで再開していきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは、佐々木市長、よろしく申し上げます。

(佐々木名取市長、発言者席へ)

○森杉議長 佐々木市長、お忙しいところ突然御足労いただきましてありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、この案件でいいますと、⑤-6 と⑤-7 について審議をしております。そこでの議論では、名取市の方で、東部道路の西側に、災害公営住宅と集団移転先の住宅確保ということをお願いできないかという強い要望がございます。この件につきまして、佐々木市長の方から御発言をお願いしたいと思います。

○佐々木名取市長 名取市長の佐々木でございます。長時間にわたる御審議を煩わすことになりまして、心苦しく思っております。

今回の名取市の震災復興計画、本当に被災者の方々、それぞれのお立場でいろんな御意見をいただいております。そういった中で、いろいろな会議を通して、あるいはいろいろな市民の方々の御意見をいただきながら、実現可能な復興事業というものをまとめてきたところあります。ここに至るまでには、様々な御意見があるわけでありましてけれども、それぞれ、国土交通省、あるいは復興庁、許認可権を持っております宮城県の担当部局等々、十分に事業の内容についてすりあわせを行い、実現可能な案ということで最終的にまとめ上げた案であります。

この間、今回意見書を提出いただいた皆さんから、名取市議会の方にも東部道路西側への住宅団地の建設等の請願が出されておりますが、この市議会の審議の中で、地域の事情をよく熟知している議員の皆さん方に審議をいただいたわけでありましてけれども、願意については十分に分かるけれども、今、復興事業を遅らせるわけには行かない、と。そのような苦渋の選択の中で、議

会としては、その請願について不採択という結論を出していただいているところであります。また、先の9月議会では、今回の名取市閉上の土地区画整理事業について、条例案が提出されました。これについても、この区画整理事業を進めるべきということで、反対2票という圧倒的多数で、この条例は可決されております。このように、都計審の委員の皆さんからすれば、「何でこんな騒ぎになるんだ」ということで、ずいぶんお怒りのこととは思いますが、そういった意見があること、みんなそれぞれに十分承知した上で、それでもなお、この事業、復興事業を止めるわけには行かない、一日も早く、多くの被災者の方々の希望のためにも、事業を進めるべきだという選択をさせていただいてきているわけであります。もちろん、個々の要望については、名取市として、十分に、しっかりと、誠意を持って対応して、それぞれに答を見いだしてまいりたいと考えているところであります。

今回の震災、それぞれの沿岸部で、それぞれのまちで、大変な苦勞をしながら復興事業に取り組んでおります。私事で恐縮でありますけれども、私も閉上に住まいをしており、自宅も、家業の工場も、何もかも全て失ってしまいました。今は、みなし仮設住宅に暮らしており、一日も早い復興ということを何よりも願っているひとりでもあります。多くの方々が希望を失うことのないような、今回の事業認可ということをみんなが心待ちに持っている。そこに水を差すことがないような、我々も努力をしてまいらなければならないと考えております。

どうか、個々の案件については、しっかりと名取市として責任を持って対応してまいりますので、この事業について委員の皆さんの御理解をいただけるように、よろしくお願い申し上げます。

○森杉議長 皆様方の御質問・御意見、いただきたいと思いますが。

○仁田委員 再度確認をさせていただきますけれども、我々としては、とにかく意見書を採択してしまうと知事から修正命令が出る。そういうことも考えながら、今のお答えでいいんですか。それとも、もうちょっと時間をくれとか。今、市議会の話もされましたから、そちらの意見もあるのでということなんだろうけれども、いずれ我々としては、まあこれは私個人の意見です。我々といいましたけれども、採択の方向に行けばどうということになるかというのは、市長も十二分に感じながら、僕は脅かしているんじゃないんですけれども、そういう性格でもないし、逆にいうと、市長の立場も考えながらですから。その辺で一切、部長のお話された意見から枠は出ない、西側に何戸か作るという話も修正はないと、そういうことでいいんですか。

○佐々木名取市長 いわゆる住宅団地としての形成というのは、なかなか事業全体が動いてしまいますので、難しい。それぞれの被災者のご要望については、個別に、それぞれの事情に合わせて、名取市としてしっかりと対応してまいりたいということでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

○仁田委員 ここで僕らが審議をしなければならないのは、採択か不採択かなんですよ、要するに、意見書に対して。そのときに、「後段で、この人たちについていろいろ対処します」という案では、

採択を打ち消すまでの可能性はゼロに近いんですよ。ですから、逆に私から言わせてもらおうと、西側に具体的に今度検討して、新しい、皆さんの方向を聞いて方向性を出しますということであれば、また考え方が違うように思うんですけども、その辺はいかがですか。

○佐々木名取市長 これは都計審の委員の先生方はもう十分に御承知のこととは思いますが、今回の復興事業、この審議会の中でも人口フレーム等についていろいろ御議論があったことと思います。非常にタイトな、非常に微妙なバランスの中でこの事業計画を立ち上げておりますので、仮に人口が一部動けば全体の事業自体を見直さざるを得なくなる。そうするとまたいちから出直しをせざるを得ない。そういったふうな、うちの事務方も非常に苦労しているところであります。つまり、採択になって事業を見直すのも、我々が事業を見直すと言っても、結果は同じことになってしまう。

○仁田委員 僕から言わせてみると、県から、さっきもお話ししていたんですけども、知事から、僕らが意見書を採択して命令が出るというのは、全国的にも、多分今日マスコミの方々もおられる中で、名取市が残念ながら、そういう意味で、上に上げられちゃうような気もするんです。だから僕は言っているの。ここで事務方の部長も、市長の立場も考えて。また今後の復興、先ほどいろいろ言いましたけれども、タイトな問題、それは分かる。しかし基本に据えなければならぬのは、やっぱり住民合意なんです、この復旧復興で。いくら、それこそいいマンションを作って、いくらやったとしても、「いやここは怖くて住めないんだ」ということになれば、絶対、この事業自体の本当の完結というには難しい。ですから、ここで逆に、その覚悟であれば、逆にそういう知事からの命令が出れば、国どうのこうのではないんですよ。この審議会は法律的な機関ですから、法律に則った。ですから、完全に知事からの修正命令も出るし、それに乗るよりも、私は市長のその政治的手腕、それから考え方、僕は過去からよく知っているの。その判断を、事務方ではなく市長個人でやられた方が僕はいいのかなと。それであえてしゃべっているんです。賢明なる市長ですから。多分ここが最終の話になるような気もしますが、あとは議長の判断次第ですけども、その辺でお話ししているわけです。どうですか。

○佐々木名取市長 いろいろ御心配をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回提出しております復興事業というのは、本当に、これでもかという長い時間をかけながら、いろんな可能性を模索しながら、それでも最終的にこの案しかないなど、そういうところまで絞り込んで作った案であります。つまり、何かを動かせば、ところてん式に何か動いていく。そういったバランスの中で、とにかく事業としてはこの事業として進めていこうと。あと個別の案件については個別に対応していこうと。そういうことで合意を得ながら進めてきているわけでありまして、私自身が、この事業計画自体が、これ以上の事業計画というのは、手直しのしようがないというぎりぎりの選択の中で提出させていただいている案でありますので、これについて御理解をいただければありがたいと思っていますところであります。

○内海委員 先ほど部長にお伺いした点で、今、市長のお話では、少しの、例えば東部道路西側へ

の災害公営住宅とか住宅用地の確保といった要望に応えると、全体的な土地区画整理事業が大幅に変わると、最初からやり直しだというお話しを今いただいたんですけど、それが先ほど、部長とのやりとりの中で、この土地区画整理事業の区域内の希望戸数は580あるというのに、市の計画では863と。約1.4倍の人口フレームになっている。それ自体が厳しい内容になっているわけで。私は、この人口でやったのは、1ha当たり40人ということを達成するために推計をして、580人プラス推計をした分で863というふうにして2,400の人口としたというところで、やっぱりぎりぎりでそこに押し込めてしまう。そうすると、東部道路の西側にという希望の人には、最初から答えられないという案だというふうに、今のお話しだと、理解してよろしいのでしょうか。

○佐々木名取市長 それぞれ希望をなさっている方々について、個別に工夫をしながら、なるべく希望に添ったかたちでの住みかというものを考えてまいりたいというふうに思っております。

○内海委員 そうではなくて、私たちが先ほど審議したのも、これはかなり、そういう制度に載せるために、ぎりぎりのところで判断していたんだろうなという推測を持つわけですね。というのは、希望する戸数は両方合わせて580なんですよ。ところが、2,400人の人口フレームに対する、2.75人にして、約2,400人という数字を出しているわけです、この区画整理事業の人口として。ところがこれが、少しでもそれに手を付けるとすると、それ自体が大幅に変わると。市長さんの話では、最初からやり直しだと、いちからやり直しだということを、私はこの計画そのもので裏付けているのではないかというふうに思います。ですから、言葉ではいろいろ、「皆さんのそれぞれの希望を叶えるようにこれから努力していく」、そういうことでは、この意見書で言っている人たちの、多くの人たちの期待を叶えることは担保されないという、私は心配を持っているわけで。そこのところを、これ以上考える余地はないと言われれば、私自身も審議に参加して意見を言っていますけれども。時間を、若干、市の方に与えるということも、それまでの間は継続審議するという方向もあると思いますけれども、今のお話しではこれ以上進展がないように感じるんですけども、どんなもののでしょうか。

○佐々木名取市長 これはもう繰り返しになりますが、名取市自らが出した案を、名取市自らが変更するということについては、「じゃあ今までどんな審議をしてきたんだ」と、「どんな検討をしてきたんだ」と他からそう言われざるを得ない、評価をいただくことになりかねません。つまり、他に検討の余地がないところまで考えた上で、このプランをまとめてきたわけであり、また、これについては、それぞれの被災者の方々の気持ちを十分、地域の事情を御存知の、国土交通省、あるいは復興庁、あるいは宮城県の担当者の方々も、名取の事情を十分に熟知の上で、名取の事業、この事業でとにかく復興事業を進めていこうというようなことで合意をいただいた上で提出をさせていただいているプランでありますので、この辺についても御理解をいただければありがたいと考えております。

○内海委員 お言葉を返すようですけども、最初から、昨年3月にこの審議会に提出された折からもう問題があつて、このままの土地区画整理はできないような、当時から確か3分の1以上

の人が閑上に住まないと言っていた中での区画整理事業。しかし、そうであっても復興にスピードを持って取り組むと、そういう決意を、県を通して、この審議会で披瀝されたので、私は、何とかいろんなことがあってもやっていくのであろうなというふうに評価しておったんですけど、その後の1年7か月のうちに、「自分たちの作った計画は自分で直すのはおかしい」。何回も何回も住民の皆さんと話し合いをして、あるいは各所の意見をもらってまとめた案だと、それは、私も説明を聞いて分かる。しかし、そういう時間をかけて、何回も何回もやった案が、住民の皆さんのかなりの人が、「私たちはそこに住めないから反対だ」という意見を出されるということの重みを、住民の重みを、やっぱり市長さんも考えていただきたいと思います。多分、このまま名取市と話し合いをしても、何をしても取り上げてくれない。つまり、議会の議決も得た、何々も得たという手続をお話しただけで、住民の皆さんは、どこに行ってもこのことを。「私たちの気持ちを取り上げてくれる」、それは制度上、現行の制度上で都市計画審議会しかないということで意見書を出されたんだと思うんです。そのことをよく市長さんは考えていただかないと難しい。本来は名取市で完結していただくべきことを、都市計画審議会の、私たちの審議に、もちろん、そのこと自体が法律上間違っているとは言いませんけれども、本来は地域の話し合いの中でちゃんと解決されるべき問題であったのではないかとこのように私は思っているんです。1人、「俺はこんな感じではだめだ」という人がある。そういうこともありますから、それ自体は何も問題がないんですが、全体のまちづくりに対してノーと言われる人がこれだけあるというのは、やっぱり私はもうちょっと再検討する必要があるのではないかと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木名取市長 今回の移転者の中で、多くの方々が西側移転を希望なされているというふうな、委員の皆さんは印象をお持ちのことかと思えます、我々も意見書の中身については、県の方からお示しいただいておりませんので、具体的にどなたが御希望なされていたのか、この意見書を提出なされているのか、把握しておりません。ただ、具体的な個別の聴取り調査、あるいは追加の調査等で、実際に西側に移転を希望されている方々の数というのは、かなり限られているというふうに、我々事務方では理解をしているところであります。そういった中で、先ほど来お話しをさせていただいているとおり、個別に対応することで十分にそういった意見の吸い上げということは可能であろうというふうなことで、このようなお話しをさせていただいているわけでありませぬ。その辺についても御理解をいただければありがたいと思っております。

○内海委員 質問はこれで終わりますが、先ほど部長さんがその数は17だと。325に対してアンケート調査で150の回答があった。しかし、有効な回答はそのうち140。その中に西側に希望する方が17人あったと。こういうことを言いましたが、先ほども言っているように、このときは、回答をよこさない人の推計は全くないんですね。一方、585しか住まないといったのが、実際は863という数になって、ここに現れて。どの数が正確な数で、ということが分からないんですね。先ほど部長さんも市長さんもおっしゃいましたけど、本当に17なのか。それとも残った人たちがもつといるのか。県の説明にあるように、101戸公営住宅が足りないということは、ちゃんと調べた中にも書いてありますよ。そこと17というのはどういうふうになっているのか。それから住むと

言った人よりも1.7倍も多い人を人口フレームに出してくる。そういう矛盾をどのように。だからそういうお話しをひとつひとつされても、全体の数字、そういうものが的確に捉えられているのか。片方は水増し、片方は回答のない人の按分もしないと。最低のところ、今回回答があった人中で分かった人だけが東部道路の西側に行くと。こういうことではちょっと、いかがなものかなというふうに思います。どうも説明の整合性が保てないのではないのでしょうか。

○森杉議長 都市計画課長。質問ですが、⑤-6の「区域外における災害公営住宅の確保について」とか、⑤-7で意見書を出された方の人数というのは分かるものですか。ということについての意見を出された、提出者の数は分かるものですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 「参考資料（別冊）2」になりますが、それぞれ人数を記してございます。

○森杉議長 人数は載っていないのでは。

○事務局（櫻井都市計画課長） 「意見書に対する確認事項及び事務局の見解」というのが11ページに書いてありますけれども、⑤-6関係で行きますと、9、10が1通、1人であります。それから⑤-7で、6-1の意見が1通、1人あります。⑤-7の15が450人あります。

○森杉議長 そうすると、11ページの⑤-7の15は「移転先として区画整理事業区域のみならず、閑上岡区を加えた計画、事業化を要望する」というのが450の意見がありますと。それから、⑤-6の方はどうなんですか。⑤-6の方の、3-2は。

○事務局（櫻井都市計画課長） 前のページの、⑤-6の3-2が1人です。⑤-6の9が1人、10が1人あります。

○森杉議長 それでは、人数がたくさんおられるのは、⑤-7の、15の、移転先として岡地区を加えた計画事業化を要望するというのが450と、こういう数字ですね。

○事務局（櫻井都市計画課長） 正確には454であります。

○森杉議長 ありがとうございます。こういう数字であります。今回そういう数字が意見書として出ております。

○森杉議長 他に御質問ありませんか。よろしゅうございますか。

それでは、佐々木市長への御意見を伺うことに関することはこれで終わりますが、よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

(佐々木名取市長，傍聴人席へ)

○森杉議長 それでは，審議に入ります。

まず⑤－６ですが，これは法的に採択すべきでないということにならざるを得ませんので，そうさせていただきます。附帯意見も，これも強い附帯意見を望むということもたくさんありましたので，ここでどういう格好で附帯意見とするかを考えなければなりません，これについてはいかがでしょうか。

○仁田委員 この審議会の附帯意見で，これを不採択にして付けたとしても，僕はいろんなものを読んだりしても，ほとんど，あとは実勢にお任せする状況でしかないの，はっきり言うと効力がないんですよ。こうしました程度のことで。だから逆に，このことについては，事務局が言っているように不採択にして，そして，⑤－７の15。これは核心ですから，この部分の審議をしていただきたいなと思いますけれども。

○森杉議長 当面附帯意見については後回しに，後から考えましょうということですね。

そういうことで，まず⑤－６についての審議をお願いしたいんですが，事務局の原案どおり，採択しないと，不採択であるという決議をしたいと思いますが，御了解いただけますか。それでは，御異議ございませんか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは御異議ないものと認め，この⑤－６に関しましては，不採択とするという決議といたします。この点決まりましたので，ありがとうございました。

附帯意見につきましては，先ほど，「効力がないから」ということでございますが，やはりそれでも私としては，何としてもこれは，強く付けておきたいと思っておりますので，しばらく，⑤－７の決議に行く段階で，戻りたいと思っております。この点については，事務局の方はいかがでしょうか。私としてはそういうふうにしたいのですが。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。

○森杉議長 では皆さん，そういうことで御承認いただけますか。私としてはどうしても，強く附帯意見を付けたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 ではこれも，御承認いただけたことといたします。ありがとうございました。

では，⑤－７の審議に入ります。「区域外における集団移転先及び災害公営住宅の確保につい

て」と、こういう意見であります。今までの御議論の結果、ここに焦点が当たってきまして、議案としては、採択するということができる意見であると。そして不採択ということもできるという、こういう両者ができる案件であります。採択した場合、不採択とした場合ということについての整理が、当面まず必要かと思いますので、事務局の方で、それぞれの決議をした場合にどうということになるかという内容を、お願いできますか。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、前回お配りした資料のうちですね、「都市計画審議会での議決後の流れ」と記載した資料であります。そちらを御覧いただきながら、御説明をさせていただきます。

まず、採択・不採択の流れを記載してございますが、これはもう皆さん御承知のことだと思いますけれども、「不採択」と議決された場合につきましては、太い矢印のとおり、県は、事業計画の一部である「設計の概要」について認可して、正式に区画整理事業がスタートすることになるわけであります。

ただし、不採択であっても、先ほど議長からもありましたとおり、附帯意見を付して県に答申というかたちもできます。図では中段の細い矢印がこれに当たりますけれども、付議された議案に関連する事項に関してであれば、今回の場合は「閑上の事業計画に対する意見書」に関連する内容ということになりますけれども、附帯意見を付すことができるというものであります。附帯意見が付いた場合、県は市に対してその内容を通知し、必要な対応を検討するよう指導していくというようなこととなります。

また、この審議会として、直接名取市に対して「建議」ということを行うこともできます。これは不採択のケースのうち3段目の矢印であります。都市計画に関する事項であれば、当審議会として、関係行政機関に建議を行うことができるというものであります。

附帯意見、建議はともに、市に対して検討を促すというものであります。もちろん、これは強制力というものはありません。

一方、意見書が「採択」という場合であります。これは、県は市に対しまして必要な事業計画の修正を行うよう求めます。市は事業計画を修正したうえで、再度、事業計画の縦覧から手続きをやり直すということになります。これは、再縦覧と意見書提出期間だけで少なくとも1か月もしくは2ヶ月の遅れが生じることとなります。事業計画の修正に時間がかかれば、さらに事業が遅れるといった可能性もございます。

次に、区域外への移転希望に対する対応可能性ですね、それと、それぞれの対応における影響、こういったものについて、2ページ目をお開き願います。

市の現地再建方針に対しまして当審議会としてどこまで関与すべきかという問題は確かにございますけれども、仮に、当審議会が区域外への移転希望に応じた移転先を設ける必要があると判断した場合にどのような対応があり得るのか、また、その場合の影響等を整理した表というふうになっております。

閑上地区の復興事業は、午前中での議論のとおり、土地区画整理事業のほか、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業を組み合わせた計画となっております、しかしながら今回当審議会が審査するのは、土地区画整理事業計画に関する部分であります。どの点について採択が可

能であり、その場合にどのような影響が考えられるのかということをもとめております。

資料の見方といたしましては、上の表が区画整理区域内の地権者について、下の表が、今回防災集団移転促進区域、土地区画整理事業の計画決定はしていますが、それから外れ、防災集団移転促進事業になった区域というふうに考えていただければよろしいかと思っております。これらについて、区域外へ移転できる手法というものをまとめたものであります。

まず、災害公営住宅への入居を希望している方につきましては、緑色で着色している部分になりますけれども、区画整理区域で42世帯、防災集団移転促進区域で164世帯、合計206世帯の希望者がいるものと推計されております。これに対し、市が区域外で建設を計画しているのは101戸となっているわけでありまして。

仮に、災害公営住宅の区域外での建設戸数を増やすよう求めることを考えた場合、区画整理事業計画だけではこれを実現できませんので、災害公営住宅の事業計画を修正するという対応になります。したがって、当審議会としては、この「災害公営住宅の増設を求める」という意見書を採択する、これはできないものと考えております。

ただし、採択にはよらなくとも、意見書の趣旨を重く受け止めて、審議会として意見を付す必要がある場合には、意見書自体は不採択としたうえで、附帯意見を付したり、あるいは、先ほど申した建議ということも可能であろうかというふうに思っております。

この場合には、区画整理事業はこのままスタートができるということですが、新たな受け皿を用意したことにより住民意向が変化する可能性がございますので、区画整理事業を進めながら、近い将来に関連事業を含めた全体計画の見直し、再整理を行うことになろうかと思われま。

次に、区域外での自宅再建を希望している方々について、ピンク色で着色されている部分であります。

区画整理区域内には103世帯の希望者がおりまして、現在の市の計画ではすべて民間分譲団地等への個別移転の選択肢であります。市内のストック状況を見ますと805戸ということがございますので、数としては充足していると言えるわけでありまして。閑上からかなり離れた場所に移転ということになりまして、「閑上の近くで安全な場所に、顔見知りの住民とともに移転したい」という希望は叶わないということになろうかと思っております。

しかしながら、土地区画整理事業の中で地区外住宅が建設できる、被災市街地復興特別措置法16条の特例がございますので、この特例を活用することを市に求める場合には、意見書を採択するということが可能であると考えております。

ただし、この場合には、最低で1か月から2か月、場合によってはそれ以上の事業の遅れ、先ほど申したとおりの可能性がございます。

また、防災集団移転促進事業区域内には549世帯の希望者がおりまして、やはり現計画では区域外に個別移転をするほかない状況であります。

この方々の希望を実現するためには、2通り考えられると思っております。防災集団移転促進事業により新たな移転先団地を整備する方法。これが一般的ですが、この場合には、災害公営住宅と同様、他事業の計画を修正する形となりますので、これは土地区画整理事業ではないということなので、意見書を採択できず、附帯意見、若しくは建議というような判断になろうかと思

います。

また、現在計画してございます土地区画整理事業区域を防集区域まで含める、つまり縮小した区域を、防集区域まで更に拡大するということを前提にとれば、被災市街地復興特別措置法 16 条による特例を活用するというのも、理論的には可能であります。

しかしながら、この場合には、事業計画の修正に相当程度の時間を要することは、これは当然見込まれるということでもあります。完全に見直すということになろうかと思えます。

このように、区画整理区域外への移転でありましても、移転元が「区画整理区域」なのか「防災集団移転促進区域」なのか、希望する再建方法が「災害公営住宅への入居」か「自宅再建」かといった区分に応じて、採択の可否や影響の大きさが異なってくるかと思っております。

意見のどの部分について市の計画修正を求めるべきか、また、市のまちづくりの方針に関与することが妥当かどうかといったことになりますので、そういったことがポイントになろうかと思えます。いずれ結論は、特措法を適用いたしましても、完全にカバーできるものではない。意見書を採用し修正命令をしても、完全にカバーできるものではないということは、是非御理解いただきたいと思っております。

○森杉議長 御質問どうぞ。

○仁田委員 この意見書を不採択にして、課長から、答申に強制力はないということは言われたんですけども、要するに強制力がなければ、先ほどの議長の案を否決するのではないですよ。要するに今からの選択肢として、強制力がないとしたら、住民の皆さんからの意見はどこで聞くことになるのか。不採択にして、重い重い何かを付けたとしても、僕らはほとんど、市で、それこそいろんな改善の方法を言わない限りは何ら。もちろん自治体ですから、我々が一から十まで指導するわけには行かないと。ただしここで、先ほど市長さんのお話の中でひとつ大きく欠落していたのは、住民合意なんですよ。100人委員会を開いて15名の専門家でやったとしても、これだけの、ほかに類ありますか、宮城県内で。ですから、ある程度ここで皆さんに約束できるような方向性を出すためには、例えば採択にして修正を出すという案は、私は。それからちょっと気になったのは、時間の問題。それは、「ここで出せば」の物理的なことであって、逆に僕らから言うと、今後、住民の皆さんの合意を得ることになると、あらゆる手続が私は却って進むと思うんですよ。その辺の意見がなければ何となく、県の事務局として「不採択にして」というふうな方向にしか聞こえないんですけども。結論的なものは、前のおり言っただめですよ、ここで。まあ今回、いい提案をやってもらったから、別のもので。あまり言いたくないけれども、そういうことなんだよ。今の意見に対してどうですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 事務局といたしましては、採択すべきか否かという意見は差し控えたつもりであります。採択した場合にどのような状況になるかということ、極めて第三者的に話したつもりであります。もちろん、これは土地区画整理事業でありますので、住民合意を前提としたことは当然であります。このまま行った場合においてどういった状況になるかと言いますと、土地区画整理事業でございますので、公共団体であっても、土地区画整理審議会、地域で

換地計画でありますとかそういったものを審議する土地区画整理審議会を構成しなくてはけません。そういった地域の方々が集まった重要な議決事項がございます。こういったものもこれからやっていかなければならないということは十分分かっております。私が今申し上げた1か月から2か月というのは、極めて客観的に、最低限かかるのは2週間の縦覧の期間と、2週間の意見書提出期間であります。それを、住民合意を前提としてやる場合と、特措法を適用して地区外に団地を作るとなったときに、それをどの程度組み入れるかというのは、これは市さんの考え方なんだらうと思っておりました。

○仁田委員 課長の言われる、前提としたことではないというのは、それは分かります。ただ、不採択にした場合と、それから採択にして知事から命令を出した場合の進み方というのは、当然、逆にいうと、住民合意を得るわけだから、その後のいろんな手続き上も早く。今、市の方で、市長も懸念されていたのは、やっぱり皆さんの合意形成を早くしてもらって、とにかく各種住宅、復興住宅、また個人で建てる分も早くやりたいと。その気持ちはみんな、多分この委員の方々皆同じなんですよ。ただし今後進める意味においても、例えば採択した場合と不採択とした場合の、そのアロワンスみたいなものを聞いたわけで。分かりました。ほとんど変わらないということですね。どうですか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 現時点で、私の方で、採択しても採択しなくても変わりはないということは、わかりません、これは。どのような状況になるかというのは、これは分かりません。市の場合は、現地再建を基本とした区画整理をしております。今回フレームが妥当だというふうに私の方で言ったのは、現地再建を基本としたフレームワークは、これは妥当であろうと言ったつもりであります、したがって、現地再建についてこの事業は成立しているというふうに、県としても考えております。そういった中で、これを見直した場合においては、確かに1か月か2か月、あるいは今年度は予算が配分されておりますので、その中でやっていくということは、これは可能だらうというふうに思っております。しかし、現地再建の方々が待ち望んでいるその時間軸を、私の方でその影響がどこまであるかということは、なかなか言い兼ねます。したがって、影響がないだらうと言われますと、どこまでお答えしていいか分かりませんが、ちょっと答えに窮します。

○仁田委員 要するに、この件だけじゃなく、今後あらゆる住民合意が、この合意含めてあるわけですよ。そういうのを見た場合に、ある程度の多い住民の方々がこの計画に意見書を出して、採択をして変更してほしいと。そういうプロセスがある中で、不採択にして附帯意見を出した場合と、逆に採択をして知事から命令を出した場合。これは私個人の意見なんだけれども、私は、かえって後段の方が進む余地があるかなと、僕は思うんです。いろんな今までの合意、高台合意から住民の方々の。その辺はやっぱり事務局で、市の対応がどうかということも大事なんだらうけれども、やっぱり掌握しておかなければならないさ。知事からの命令が出て、延々と1年も2年も伸びるようでは、これはどうしようもないです。そんなことはないんですよ。どうですか、そこは。答えられなければ答えなくてもいいけど。

○事務局（櫻井都市計画課長） 繰り返しになりますけれども、修正命令をかければ、当然市は、その修正命令に応じた事業計画の変更をするということになります。午前中もお話ししましたが、修正命令をかけるその一点は、特措法を適用して地区内にある権利を地区外に移すという、その行為一点であります。それは、事業計画を変更すれば、それはそれでその姿勢が市で示されたということになるかと思えます。ただし、それはそう書いただけでありまして、具体的な計画は、換地計画等含めながら整理していくということになります。そういったことがあるということでもあります。団地を作るということは権利を移すということにもなりますし、まだ特措法を適用した被災市街地復興土地区画整理事業は全国にございませぬ。理論上できると言っただけであります。それはできます。もうひとつは、災害公営住宅も含めて実現できるかという、それはまだ我々のところまでは、この審議会でも影響がないということでもあります。それは当然、その区域に団地を移すという流れのなかで、調整のなかで、決まっていくというふうに思っております。

○森杉議長 御意見ください。

○佐藤委員 前回から、いろいろ御意見等伺ってきて、今回意見を提出された皆様方、470名ほどいらっしゃるわけですね。実際、お話しを伺ったなかでも、区画整理事業に反対しているということではないんだろうなと。あくまでも、自分たちが西側に行けるその対応をしてほしいということなんだと思うんです。反面ですね、こういう意見書は、得てして反対の意見書が出てくるわけですから、その裏側には負けなくらいの、事業を促進してくれという、早く移転したいという方々もいらっしゃるだろうと当然思っております。そういったなかで、特措法関連でやった場合の見直しで、意見書を出された方々が、自分たちが考えていることが可能なかどうか、それはなかなか難しいところもあるのかなと、そういうふう感じております。

それともう一点、附帯意見ということと、あと都市計画法からいけば建議というのがあるわけですね、ここにも書いておりますが、どちらが強いのかなというふうに考えた場合、附帯意見として出す場合と、法的に位置づけられた建議というものを使う。これもひとつのやり方なのかなというふうに思うんですが、例えばこの建議を使った場合、「整備を検討する」と。それに対して、出した方から、審議会に当然、どういった対応をしたかというのは返ってくるようなかたちになるんでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） 採択不採択の場合の附帯意見、あるいは建議の案文を作っておったので、それを参考にしながら、お話を聞いてください。あくまでもこれは事務局のたたき台でございしますので。

（資料「採択・不採択の理由、附帯意見・建議の文案（例）」配付）

○事務局（櫻井都市計画課長） 先ほど申したとおり、附帯意見であろうが、建議であろうが、こ

これは強制力はありません。附帯意見はどちらかといいますと、採択するか否かを県知事がこの審議会に付議してございますので、不採択、あるいは採択でもいいんですけども、不採択となった場合において、当審議会においてはこう考えるということを知事に対して言う、という行為になろうかと思えます。したがって、それを踏まえて、県知事は市等に適切な指導を行っていくというような流れになろうかと思えます。ということから考えれば、当然附帯意見を受けた知事は、どういったことになってきたかということは、当審議会の方にお話をする義務が当然あるんだろうというふうに思っております。

それから、都市計画法第77条第2項、これは、都計審としてひとつの意思を持って、公共団体、市も含めてですね、これに意見を言うことができるものであります。これは、審議会に与えられた権能だと思っておりますので、当然、それを受けた市というものは、それをどう考えるかということは、当然、お話しを今後していただくということになろうかと思えますが、いわゆる意見書を採用して修正命令というその流れの中で、強制力のあるなしということを私は言いましたけれども、そういった意味において、前者2つは強制力がないという話をしたわけでありまして。

○森杉議長 よろしゅうございますか。

採決をせざるを得ないような状況でありますので、御意見いただきたいと思えます、まずは。

○仁田委員 採決する前にですね、今日午前中おいでになっていた有識者、東北大学の先生おふたり、おられないんですよ。まずそれがひとつ。

それからもうひとつは、名前は言いませんけれども、市長辺りの代理で来ている方々、そういう方向か、方向性を出せないという話もありますので、改めて、日にちも設けて、そしてこれの採決だよということを知らしめて。かねてからはっきり意見を持っておられる方もおりますし、ただ、持っていない方も多いんですね。例えば中央の方々、どういう風な意見を持っているかも含めて。やはりそれを議長の方から、予めこういう採決をしますということと、その中身。今課長がいみじくも言われたようなことも含めて、知らしめて、そして後日。

またその間には、今、市長は先ほどああいうふうに、意見の変化はありませんということもありましたけれども、私はそういうこともあり得ると。

その3つを勘案すると、ここで採決をするのではなく、若干日にちを延ばして。延ばせばいいということではないんです。私の性格から言うと、すぐに甲乙決めちゃえということなんですけれども、ただそういうことも必要ではないかなと。やっぱりあれだけ大学の先生方が意見を言っておられるし、また代理として、そこまでの採決の委任を受けてきたかどうかもまだはっきりしていない面もあるので、その辺の確認もしながら。全国初の採択になれば、大変重い、また我々も責任があることになりますので。その辺いかがでしょうか。

○森杉議長 公共機関からおいでの方々の御意見を、まずお聞きしたいんですけども。

○東北地方整備局・原田震災対策調整官(佐藤委員代理) 東北地方整備局長の代理で出席しております、震災対策調整官の原田と申します。

非常に重い判断だというのは、委員の皆様方のおっしゃるとおりでございます。非常に判断は迷っております。ただ我々行政的な立場で言わせていただくと、今まで名取市が培ってきた法的手続というのは何だったんだろうと、そういう思いもあるわけでございます。そういう中で決を求められたときには、ちょっと白黒付けがたいのではないかなと。それは、行政的な立場として、法的手続を全てクリアした中での事業だとすれば、ましてやそこで白黒付けるのは非常に立場上難しいなという気はしております。

○宮城県警察本部・木村課長(横内委員代理) 警察本部長の代理で来ております、木村と申します。

採択・不採択に関しましては、おそらく今日、結論を出さなくちゃいけないんだらうなという覚悟で来ておりましたので、採決になれば、どちらかをはっきりさせるつもりでおります。もう意思は固まっております。したがって、今日でも構いません。ただ、仁田委員おっしゃったように、また後日となるのであれば、予めまた上司の許可を取って、そして採決に臨みたいと、このように思います。

○森杉議長 ありがとうございます。

いかがでしょう、他の方。

○東北運輸局・佐藤計画調整官(長谷川委員代理) 東北運輸局長の代理で来ております、佐藤と申します。

内容については、先ほど東北整備局の方もおっしゃったように、名取市がここまでいろいろ詰めてきているということになれば、その名取市の市議会はじめいろいろな意見があるわけですね。それで固まっていると。だとしたら、市としての機能がなくなってくるのではないか、というかたちにもとれるところがあります。そういう面では、私としても、ちょっと悩んでいる面はあります。どっちにするか。まちづくりは当然、住民の方が主役ということもありますので。その辺、悩んでいる面はあります。

○東北農政局・栃沢課長補佐(佐々木委員代理) 東北農政局長代理でまいりました、栃沢と申します。

土地区画整理事業ということで、名取市さん、あるいは地元住民の方々、いろいろな意見がある中で、本当に重たいことだと考えております。ついては、そこに区画整理事業をやった後には、お住まいになるわけですので、そこを審議会場で判断するということは、当然、一度持ち帰って上司の判断を仰ぐとか、そういう手続になろうかと思えます。

○森杉議長 ありがとうございます。

皆さん、今の、持ち帰るということも含めて、御意見を伺いたいんですが。

大山委員、御発言お願いできますか。

○大山委員 状況がまだしっくりいかないんですけども。やはり、例えば今日おふたり欠席だっ

たんですけど、県として、とても少ない委員で、東北大学の総長に要請はされたんでしょうか、今回。午後も出席という。

○事務局（櫻井都市計画課長） 学識経験者は、東北大学の総長代理ではなくて、本人として出席されております。東北大学の総長の代理として来ているのではなくて、おふたりはそれぞれの分野で、学識経験者として来られているということでもあります。

○大山委員 その場合に、今日大学関係の用務があって欠席ということなんですが、県の都市計画という重要な任務に対して、要請はされたんでしょうか、出席の。

○事務局（櫻井都市計画課長） 実は前回、先週ですね、この閑上の意見書を取り扱いました。重い案件なので、事務局といたしましては、1週間後の今日、予備日として設けました。そのときは午後だったわけでありまして。午後にこの審議をしようということで、事務局としては考えておりました。そのとき、小野田先生については、この間の話のとおり、午後は難しいというお話がありまして、逆に、小野田先生から午前なら対応が可能だという話もいただきました。桑原先生からもそのような御意見を賜りました。そんな中で会長と相談いたしまして、午前であれば何とか皆さん出られそうだという中で、午前中にセットさせていただきました。その中でも、当然午前中ではなかなか厳しいという方もいらっしゃったわけなんですけど、それは事務局と会長で判断させていただいたというわけでありまして。おっしゃりたいのは、こちらの方に優先して、そのような要請をしたかということなんだろうと思いますけれども、それぞれ調整をしながら、皆さんが出ていただけるようなことをさせていただいたと思っております。

なお、行政委員の代理につきましては、法令上、代理という規定がございます。したがって、法令上それは許される。もちろん、大変重い案件でございますので、代理の委員の方々がおっしゃったように、上司の判断を仰ぎながら来られるということは当然のことと思いますし、委任状を持って来られておりますので、それは当然、その職掌の中で、組織の中で、意見を整理して来られるんだろうというふうには思っております。

○大山委員 あと、私が迷っている情報というのは、今までずっと名取市でいろいろな協議をされてきて、それでこの時点でどうして4百何十名の方が意見を提出したかというのが、朝から御質問されていたと思うんですが、その明確な答えが未だに分からないというのが、何か判断ができない状況にあるものです。

○森杉議長 分かりました。

牛尾先生、ちょっと待ってください。仙台市の廣沢さん、お願いいたします。

○仙台市 廣沢課長（奥山委員代理） 仙台市長の代理で出席させていただいております、廣沢と申します。

実は、仙台市長につきましては、宮城県の市長会の会長という立場で委員を仰せつかっている

状況でございます。今日は、市長が公務がございまして出席できませんで、私の方が出席させていただいている状況です。それで、今日の朝からのいろいろな議論をお聞きした上で、非常に重い議題ですので、先ほど御提案がございましたけれども、できましたら継続にさせていただいて、また後日ということやっていただいても、私の方としても、今の段階ではなかなか難しいところもございまして、そういうかたちでしていただいた方がよろしいかなというふうに思います。

○森杉議長 分かりました。

牛尾委員，お願いいたします。

○牛尾委員 私が今一番懸念しているのは、午前中、午後も含めた中で、名取市の意見として、要するに西側に移転したいと思っている人たちは17名だということを繰り返しておっしゃっていらっしゃるわけです。それに対して対応はきちんと柔軟にしますよということが繰り返し繰り返し出てくるんですね。けれども、もし不採択にしてこの計画を進行していった場合、17名以上の方が出た場合、その人達はどうかたちで対応されるのかという懸念はぬぐえないですよ。要するに名取市としては、「これまでの合法的なプロセスの中で17名しか認識していないから、17名しか対応しませんよ」という対応もとれるわけですね。それはやはり、まちづくり、あるいは復興の過程において、そうしたやり方というのは妥当かどうかという判断も、我々はある程度は求められるというふうに考えております。これが第1点です。

それから第2点は、これもやはり午前中、午後の議論両方とも言えることなんですけれども、やはり、復興計画、あるいはこうした事業計画を作られた前提の数字ですね。これは内海委員、それから仁田委員、長谷川委員、皆さま、様々それに対して。その数字の成り立ちに対して、論拠が非常に合理性に欠ける部分があるのではないかという懸念もあります。

ですから、この2点に関して、自分が、この事業計画を不採択にしてゴーサインを出して大丈夫かどうかという確信が持てなければ、自ずと結論は決まってくるかなということですよ。

○森杉議長 今回でなくて、先ほども御意見がありましたように、しばらく置いて、いろんな方の御意見を聞こうということについては、いかがですか。

○牛尾委員 それはもちろん。

○森杉議長 伊藤委員，お願いいたします。

○伊藤委員 ただいまの、牛尾委員のお話のとおりだと思います。

それと、私も現地を見させていただいて、やはり17名という方、多分それだけでは済まないと思うんですね。だからやはり、ちょっと時間をおいて、それぞれにもう一度検討された方がいいのかなと思います。

○森杉議長 ありがとうございます。

それでは、少なくともかなりの方々今日の御意見は御意見で一応整理はできておられるとは思いますが、近い将来に全員の方がお集まりいただいて、そして公共機関の方は事前に、できれば公共機関の意思を代表したかたちで採決に参加していただくようなかたちでの方向性を、本日この段階で採用したいと思いましたが、この点については、皆さんよろしいですか。

よろしいかどうか、都市計画課長もちょっと判断してもらわないといけませんかね。

○事務局（櫻井都市計画課長） 審議会の決定でございますので、それは最大限対応させていただきたいと思えます。事務局といたしましては、基本的に全ての方が参加できるように調整してまいりたいと考えております。場合によっては、お休みの日、夜、ということになるかも知れません。そこは是非、各委員におかれましては、調整を可能な限りさせていただきますので、協力よろしくお願ひいたします。

○森杉議長 皆さんよろしくお願ひいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 後ほど、また皆様の日程を再度お聞きしたいと思いますので、是非、広めの日程をよろしくお願ひいたします。

○森杉議長 それでは皆様、御協力の程是非ともよろしくお願ひいたします。次回は、どうしても結論を出さざるを得ないという状況だと思います。十分御検討の上、お集まりいただきますようお願ひいたします。

本日の会議をこれで終わります。

ありがとうございました。

3 閉 会

○事務局（楨総括） 本日は、長時間ありがとうございました。以上で終了いたします。

午後 4 時 17 分閉会